

## 総務文教常任委員会議案（12月定例会議）

（令和4年12月7日）

No	区分	協 議 事 項	説 明	結 果
1	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定について</li> <li>○ 公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者の指定について</li> <li>○ 公の施設（道の駅しゃり）に係る指定管理者の指定について</li> <li>○ 公の施設（道の駅うとろ・シリエトク）に係る指定管理者の指定について</li> <li>○ 公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定について</li> </ul>	資料1 参考資料 (各施設)	
2	条例 関係	<p>斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>職員の再任用に関する条例を廃止する条例について</p> <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について</p> <p>斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>資料2</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>資料3</p> <p>資料4</p> <p>資料5</p> <p>資料6</p> <p>資料7</p>	

3	補正 予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 斜里町一般会計補正予算（第9回）</li> <li>○ 斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）</li> <li>○ 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）</li> <li>○ 斜里町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)</li> <li>○ 斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）</li> <li>○ 斜里町病院事業会計補正予算（第4回）</li> </ul>	資料8-1 資料8-2	
4	協議 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次斜里町行政改革実施計画の進行管理について</li> <li>○ 第6次総合計画の実施結果取りまとめと総括について</li> </ul>	口頭	

## 資料 1

対象施設	指定管理者	指定期間	選定理由
斜里町老人福祉センター	社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日 (3年間)	老人福祉センターは、地域の老人の健康増進、相談業務、教養の向上やレクリエーションなどの便宜を総合的に供与することを目的にした施設であり、当該社会福祉法人が公益性を有し、事業効果が得られると思慮されることから、斜里町社会福祉法人協議会を引き続き指定する。
斜里町高齢者生活福祉センター	社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日 (3年間)	高齢者生活福祉センター事業の事業主体は市町村であり、介護保険法に規定するデイサービスなどの事業を営む者であって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができるものであることから、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効率的に達成できると思慮される斜里町社会福祉協議会を引き続き指定する。

資料 1

道の駅しゃり	株式会社 斜里工房しれとこ屋	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 (3 年間)	道の駅しゃりは、隣接するテナントミックス及び周辺商店街との連携と効率的な管理運営を求められること、中心市街地の活性化や商店街振興を事業目的とする法人が運営することにより設置目的を効率的に達成できると思慮されることから、株式会社斜里工房しれとこ屋を引き続き指定する。
道の駅うとろ・シリエトク	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 (3 年間)	道の駅うとろ・シリエトクは、情報提供や観光案内などに精通し、施設の維持管理やテナントとの連携調整に迅速な対応が期待でき、設置目的を効率的に達成できると思慮されることから、知床斜里町観光協会を引き続き指定する。
ウトロ温泉夕陽台の湯	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 (3 年間)	ウトロ温泉夕陽台の湯は、地元住民、観光客、特にキャンプ場利用者への入浴サービス提供施設として、観光施設との連携が求められること、従来から温泉の適切な管理を行ってきた実績があり、当該特定非営利活動法人が公益性を有し、事業効果が得られると思慮されることから、知床斜里町観光協会を引き続き指定する。

議案第49号

公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
斜里町老人福祉センター	斜里町文光町52番地17

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町文光町52番地17  
社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会  
会長 三浦 勝利

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

議案第50号

公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
斜里町高齢者生活福祉センター	斜里町青葉町38番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町文光町52番地17

社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会

会長 三浦 勝利

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

議案第 5 1 号

公の施設（道の駅しゃり）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 名 称	所 在 地
道の駅しゃり	斜里町本町 3 7 番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町港町 1 番地

株式会社 斜里工房しれとこ屋

代表取締役社長 野 尻 勝 規

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

議案第52号

公の施設（道の駅うとろ・シリエトク）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
道の駅うとろ・シリエトク	斜里町ウトロ西186番地8

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町本町29番地8

特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会

会長 野尻勝規

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

議案第53号

公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東429番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町本町29番地8

特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会  
会長 野尻勝規

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

# 公の施設に係る指定管理者の指定議案 説 明 資 料

## 斜里町老人福祉センター

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| ①斜里町老人福祉センターの指定管理者の指定経過 | ・・・P 1  |
| ②指定申請書                  | ・・・P 2  |
| ・管理業務の計画書               |         |
| ・収支計画書                  |         |
| ・資格関係書類（登記簿謄本、定款）       |         |
| ③管理業務協定書（案）             | ・・・P 20 |
| ④参考資料（管理運営評価シート）        | ・・・P 24 |

斜里町老人福祉センターの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国が定める「老人福祉センターの設置運営要綱」では、運営主体について、<u>地方公共団体又は社会福祉法人が運営することが原則となっている。</u></li><li>・社会福祉法人は、町内に2法人あるが、既にセンター内に事務所を設置し、多様な地域福祉事業を展開し、また現在、指定管理の実績がある「社会福祉法人斜里町社会福祉協議会」がある。</li></ul> <p>◎上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」に照らした結果、「<u>社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会</u>」を公募によらない指定管理者の候補者とすることに決定する。</p> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。</li></ul> <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日までとする。</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月7日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年10月26日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月16日（水）</p> <p>(3) 申請書の審査について</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否について</p> <p>上記により、斜里町社会福祉協議会を指定管理者に指定することを決定する。</p>



第1号様式（第3条関係）

令和4年10月26日

斜里町長  
馬場隆様

申請者 住所 斜里郡斜里町文光町52番地17  
団体名 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会  
代表者名 会長 三浦勝利



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施設名	斜里町老人福祉センター
施設の所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17
提出書類	①斜里町社会福祉協議会登記簿謄本 ②斜里町社会福祉協議会定款 ③管理業務計画 ④管理に係る収支計画書 ⑤令和元年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑥令和2年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑦令和3年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑧令和4年度斜里町社会福祉協議会収支予算書
担当責任者名	事務局長 八幡一也
連絡先	TEL : 0152-23-4704 FAX : 0152-23-5113
その他	

## 管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年10月26日

### 1. 施設の管理に係る基本方針

申 請 者	所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17				
	(フリガナ)	シヤカイフクシホウジンシヤリチョウシヤカイフクキョウカイ				
	称号又は名称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会				
	(フリガナ)	カイヨウ	ミウラ	カトシ		
	代表者の職氏名	会長	三浦 勝利			
	郵便番号	099-4116	電話番号	0152-23-4704	F A X	0152-23-5113
事 業 実 績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	斜里町老人福祉センター	斜里町文光町52番地17	管理運営	令和5年4月開始 令和8年3月終了		
管 理 運 営 の 基 本 方 針	魅力あるセンターとして利用されるために、どのような運営をされますか。					
	<p>斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握し、迅速丁寧なセンター利用の調整を図ります。</p> <p>また、センターの清掃や修繕等の適切な管理運営を図りながら、経費の削減を図るように努めます。</p>					
管 理 運 営 の 職 員 体 制	施設管理業務に職員1名を配置し、管理運営にあたります。					
	<p>勤務時間 8時30分～17時15分</p> <p>※土曜日・日曜日については代替職員1名を委託により配置します。</p> <p>※その他、必要に応じてその他の本会職員と連携して業務にあたります。</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法 (時期・回数)
利用団体の利用調整、許可等	老人クラブや自治会、福祉団体等の利用団体の申し込みに対し、利用方法等を確認し、センターの適切な利用を促進します。	通年
利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応	センター利用者からの相談等に対し、公正・適正かつ迅速に対応します。	通年
介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続等の援助	ケアプランセンター、ヘルパーステーション、行政機関と連携・協力し業務を行います。	通年
利用者と地域自治会との交流	自治会と連携・協力し、地域住民が利用しやすい環境づくりを行います。 自治会が実施している「ふれあいネットワーク活動」や老人クラブ、子ども会活動等の交流事業と連携を図り、利用しやすい環境づくりを行います。	通年
センターの施設及び設備の維持管理に関する業務	施設の設備、機械の点検を励行し、適切な管理に努めます。 安全性を第一に財産の保全管理に努めます。 光熱水費について施設利用している団体（社協等）から費用負担するなど、経費の縮減に努めます。 新型コロナウイルス感染症等の予防の観点から、掃除・消毒等、衛生管理の強化に努めます。 冬期間の除雪、排雪について、利用しやすい環境作りに努めます。 老朽化した施設等の修繕を行い、環境整備や衛生管理に努めます。 本会ホームページに、利用申込書や休館の案内等を掲載し、利用しやすい環境作りに努めます。	通年
今後の課題	健康増進センターの少年団利用など、行政と協議しながら進めます。 施設の老朽化に伴い、大規模補修となってきた箇所については、行政と協議しながら進めたい。(ボイラー及び暖房機器、屋根の補修等)	

斜里町老人福祉センター 管理に関する収支計画書(令和5年度～令和7年度)

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
管理委託料	12,905	12,970	13,234	
管理委託料	12,905	12,970	13,234	指定管理受託金
雑収入	352	352	352	
公衆電話通話料	2	2	2	公衆電話通話使用料
光熱水費負担金	350	350	350	社協負担額
合 計	13,257	13,322	13,586	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
共済費	312	313	315	
社会保険料等	312	313	315	社会保険料・退職給付掛金
賃金	2,122	2,174	2,219	
賃金	2,122	2,174	2,219	管理人給与
需用費	7,609	7,606	7,610	
消耗品費	399	396	400	消耗品等
燃料費	4,624	4,624	4,624	灯油・ガス・草刈り機等燃料代金
修繕料	300	300	300	小破修繕
光熱水費	2,286	2,286	2,286	電気・水道料金
役務費	172	172	172	
通信運搬費	39	39	39	公衆電話使用料・郵送料
保険料	90	90	90	施設利用者賠償保険
手数料	43	43	43	レジオネラ検査・ゴミ袋
委託料	1,267	1,276	1,465	
消防用設備保守点検委託料	85	85	85	
自動ドア保守点検委託料	100	100	100	
ボイラ保守点検委託料	170	170	170	
排雪業務委託料	230	230	230	
特別清掃委託料	0	0	180	
センター管理委託料	591	600	609	
ゴミ搬送業務委託料	91	91	91	
使用料及び借上料	450	450	450	
借上料	450	450	450	
積立金	120	120	120	
職員退職積立金	120	120	120	
支出合計	12,052	12,111	12,351	
消費税	1,205	1,211	1,235	消費税10%
消費税込み合計	13,257	13,322	13,586	

## 履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町文光町52番地17  
社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

会社法人等番号	4603-05-001543
名 称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会
主たる事務所	北海道斜里郡斜里町文光町52番地17
法人成立の年月日	昭和43年1月19日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この社会福祉法人は、斜里町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(8) 在宅福祉推進事業</p> <p>(9) 老人デイサービス事業の経営 (斜里デイサービスセンター) (ウトロデイサービスセンター)</p> <p>(10) 障害福祉サービス事業の経営 (斜里デイサービスセンター) (ウトロデイサービスセンター) (ホームヘルパーステーション)</p> <p>(11) 訪問介護等事業の経営</p> <p>(12) 老人福祉センター事業の経営</p> <p>(13) 高齢者生活福祉センター事業の経営</p> <p>(14) 介護予防・生活支援事業</p> <p>(15) ボランティア活動の振興</p> <p>(16) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(17) 福祉金庫貸付事業</p> <p>(18) 総合相談事業</p> <p>(19) 生活支援体制整備事業</p> <p>(20) 子育て援助活動支援事業 (子育てファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>(21) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>公益事業</p> <p>(1) 居宅介護支援事業</p> <p>(2) 高齢者勤労センター事業</p> <p>(3) 法人後見事業</p>

北海道斜里郡斜里町文光町52番地17  
 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

	(4) 介護予防・日常生活支援総合事業 平成30年 8月21日変更 平成30年 8月27日登記	
役員に関する事項	北海道斜里郡斜里町文光町50番地1 理事長 遠藤日出男	平成29年 6月16日就任
		平成29年 6月28日登記
		令和 1年 6月13日退任
		令和 1年 6月26日登記
	北海道斜里郡斜里町本町17番地8 理事長 三浦勝利	令和 1年 6月13日就任
		令和 1年 6月26日登記
北海道斜里郡斜里町本町17番地8 理事長 三浦勝利		
令和 3年 6月24日重任 令和 3年 7月 2日登記		
資産の総額	金5067万2604円 平成30年 3月31日変更 平成30年 6月28日登記	
	金6164万9656円 平成31年 3月31日変更 令和 1年 6月26日登記	
	金7266万8527円 令和 2年 3月31日変更 令和 2年 6月19日登記	
	金8237万5931円 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 7月 2日登記	
	金8690万287円 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 6月24日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 9月 1日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年10月 4日

釧路地方法務局北見支局  
 登記官

金子寿郎



整理番号 ハ063690

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

# 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、斜里町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 在宅福祉推進事業
- (9) 老人デイサービス事業の経営
  - (斜里デイサービスセンター)
  - (ウトロデイサービスセンター)
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
  - (斜里デイサービスセンター)
  - (ウトロデイサービスセンター)
  - (ホームヘルパーステーション)
- (11) 訪問介護等事業の経営
- (12) 老人福祉センター事業の経営
- (13) 高齢者生活福祉センター事業の経営
- (14) 介護予防・生活支援事業
- (15) ボランティア活動の振興
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 福祉金庫貸付事業
- (18) 総合相談事業
- (19) 生活支援体制整備事業

(20) 子育て援助活動支援事業（子育てファミリー・サポート・センター事業）

(21) その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名称）

第3条 この法人は、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）という。

（経営の原則）

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに、地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第5条 本会の事務所を、北海道斜里郡斜里町文光町52番地17に置く。

## 第2章 評議員

（評議員の定数）

第6条 本会に評議員14名以上18名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき、理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任又は辞任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が280,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項

(12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員会の日前の1週間前までに、評議員に対して招集事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、議案が評議員会の目的である事項であるときは、5日前までに議案又はその概要も通知しなければならない。

3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事又は監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選定された議事録署名人2名は、前項の議事

録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

##### (役員の数)

第18条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16の第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4 常務理事は、置かないことができる。

##### (役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

##### (役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

##### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず理事会の承認を得て行うことができる。

6 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 3 監事は、不整の点があることを発見したときは、評議員会に報告するものとする。
- 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任又は辞任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 顧問

(顧問)

第26条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、理事に対して招集事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、議案が理事会の目的である事項であるときは、5日前までに議案又はその概要も通知しなければならない。
- 4 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

### (議長)

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 会員

### (会員)

第33条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

## 第8章 部会及び委員会

### (部会及び委員会)

第34条 本会に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会又は委員会に関する規程は、別に定める。

## 第9章 事務局及び職員

### (事務局及び事務局職員)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会に、事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。
- 4 事務局及び事務局職員に関する規程は、別に定める。

### (事業所及び事業職員)

第36条 第2条第1項第9号から第13号並びに第45条第1項第1号から第4号の規定に基づき、本会が設置経営する事業所（以下「事業所等」という。）に、事業職員を置く。

- 2 事業職員は、会長が任免する。
- 3 事業職員に関する規程は、別に定める。

## 第10章 資産及び会計

### (資産の区分)

第37条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 現金 10,000,000円
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、北海道知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第11章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第45条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 高齢者勤労センター事業
- (3) 法人後見事業
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

## 第12章 解散

(解散)

第46条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第13章 定款の変更

#### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

### 第14章 公告の方法その他

#### (公告の方法)

第49条 本会の公告は、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、町広報及び本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

#### (施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	(理事)	門田 達也
副会長	(理事)	村上正太郎
同	(理事)	庄子マツノ
同	(理事)	吉田 チヨ
理 事		本間 ムツ
〃		大野栄太郎
〃		杵淵健治郎
〃		田中 文雄
〃		長瀬 長蔵
〃		水谷 才一
〃		岡崎 豪
〃		黒川 盛一
〃		飯川 安行

〃 大沼 純

〃 小沢 貞行

監 事 星 武雄

〃 永田 勝枝

〃 示村 留雄

- 2 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成22年4月1日より適用する。
- 3 この定款は、認可の日から施行し、評議員定数の変更に関する条項は平成23年4月1日より適用する。
- 4 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成25年4月1日より適用する。
- 5 この定款は、認可の日から施行し、会長、副会長、常務理事の選任及び代表権に関する条項及び役員任期に関する条項は平成26年4月1日より適用する。
- 6 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成28年3月1日から適用する。
- 7 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定については、認可の日から適用する。
- 8 この定款は、認可の日（平成30年6月25日）から施行し、事業の変更に関する条項は平成30年4月1日から適用する。
- 9 この定款は、認可の日（平成30年8月21日）から施行し、平成30年7月1日から適用する。
- 10 この定款は、認可の日から施行し、令和元年6月13日から適用する。

## 斜里町老人福祉センター管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会会長 三浦 勝利（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、斜里町老人福祉センター管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

**第 1 条** 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

**第 2 条** 受託者が行う管理業務の内容は、斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年斜里町条例第 19 号。以下「センター条例」という。）第 3 条の 2 の規定により、次のとおりとする。

- （1） 施設の利用の許可等に関すること。
  - ア 利用の承認
  - イ 利用の制限
- （2） 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - ア 受託者は、次に掲げる維持管理を行うこと。

利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、使用団体の調整、町内各施設・団体等への連絡調整、入館の制限等、各種行事の運営・設営、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持
  - イ 受託者は、次に掲げる設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、警備、除雪、消防設備、空調機器、自動ドア、電気工作物、放送設備、ボイラー設備、暖房設備、入浴設備、設備巡視点検等の保守管理、小破修繕
  - ウ 受託者は、利用の安全確保のための火災訓練及び避難訓練を行うこと。
- （3） 次に掲げる事業の計画及び実施に関すること。
  - ア 各種相談
    - ①生活相談 老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適切な援助、指導
    - ②健康相談 老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適切な援助、指導
  - イ 教養講座の実施  
老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業をおこない、又そのために必要な便宜の提供
  - ウ 老人クラブに対する援助  
老人クラブの利用に対する援助

（収支計画）

**第 3 条** 受託者が行う管理に係る収支計画は、別紙「収支計画書」のとおりとする。

（指定管理料）

**第 4 条** 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 12,905,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,173,181 円）

令和 6 年度 金 12,970,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,179,091 円）

令和 7 年度 金 13,234,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,203,091 円）

なお、税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。

- 2 委託者は、指定管理料を年3回払いとし、4月20日、8月20日及び12月20日までに受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取り扱いについては、委託者と受託者が協議の上決定する。

(事業報告)

**第5条** 受託者は、毎年4月30日までに、管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - ア 管理業務の実施状況報告書
  - イ 施設の利用状況（利用者数、利用拒否の件数・理由等）
  - ウ 管理に係る収支決算書
  - エ 受託者の経営状況を説明する書類（収支計算書、貸借対照表）
  - オ その他委託者が必要と認める書類

(指定の取消し及び管理業務の停止)

**第6条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
  - (3) センター条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
  - (4) 手続条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
  - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能、又は著しく困難になったとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難、又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
  - (8) 管理業務が行われないうとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第5条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
  - 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

(工事及び修繕)

**第7条** 斜里町老人福祉センターの施設（以下「施設」という。）において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
  - ア 施設の設置そのものに関わるもの
  - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
  - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
  - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
  - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの

- イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
- ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

**第8条** この協定の締結時において、管理業務を行うための備品のうち、委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第5条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

**第9条** 受託者が管理業務に要する費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

**第10条** 受託者は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

**第11条** 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

**第12条** 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

**第13条** 委託者は、施設管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応等)

**第14条** 受託者は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

**第15条** 受託者は、管理業務を行うに当たって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

**第16条** 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支計算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

**第17条** この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別

な事情があるときは、委託者と受託者が協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) センター条例及び規則の規定を改正するとき。
- (2) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したとき等協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

**第18条** 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、施設利用に関し、必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

**第19条** 受託者が保有する管理業務にかかわる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

**第20条** 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要な物品等を委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

**第21条** 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(協定に定めのない事項)

**第22条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地  
斜里町長 馬 場 隆

受託者 斜里町文光町52番地17  
社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会  
会 長 三 浦 勝 利

指定管理者の管理運営評価シート（標準）

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	斜里町老人福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町5番地17	
指定管理料	3年総額 36,729,000円（年額 12,243,000円）		
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】斜里町文光町5番地17</p> <p>【目的】高齢者の健康増進と教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>【構造】鉄骨造平屋建</p> <p>【運営方針】斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握するとともに、支出の削減を図るよう努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応</li> <li>2. 介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続き等の援助</li> <li>3. 利用者と地域自治会との交流</li> <li>4. 施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ol>		

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	4	4	社協事務局職員が管理人を兼務しながら管理運営を実施。土日は代替人を配置し管理運営の実施。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	事務局長指揮監督の下、毎週ミーティング、朝礼等の実施。
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	老朽化に伴う、水道管・ソファ・雨漏り対応・カーペット等の修理・更新を予定
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	5	5	ホームページに休館・施設利用申込書等の掲載を実施。Facebook等に休館のお知らせを掲載
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己 評価	所管課 評価	備考
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	意見箱を設置。日常的に巡回し聴取。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	施設利用者の傷害補償に加入。
5	個人情報保護の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	5	適正に処理されている
		収支計画書と大きな隔たりはないか	5	5	
		経理状況を適正に公開しているか	5	5	法令に基づきホームページに公開。
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	4	4	部屋利用者 27%減少。入浴利用者 29%増加。全体としては著しい差異はない。
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	① 施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。 ② 今後も入浴利用者の増加が考えられ、利用状況を鑑みて、入浴備品や休憩スペース等の環境整備を検討する。 ③ 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた対策を継続し、感染状況に対応した利用を実施する。 ④ 健康増進センターの利用について、行政・関係機関と検討する。			
10	今後の管理方針	① 外観、植栽等について美観を保つ。 ② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じる。 ③ ホームページの充実を図り、情報提供を積極的に行う。 ④ 条例等関係規定を遵守し、適切な管理と支出の削減を図る。			
自己総合評価(100点満点) = 95点 所管課総合評価(100点満点) = 96点			自己評価区分=S 所管課評価区分=S		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。  
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。  
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート（標準）

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	斜里町老人福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町5番地17	
指定管理料	3年総額 38,363,000 円（年額 13,877,000 円）		
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】斜里町文光町5番地17</p> <p>【目的】高齢者の健康増進と教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>【構造】鉄骨造平屋建</p> <p>【運営方針】斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握するとともに、支出の削減を図るよう努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応</li> <li>2. 介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続き等の援助</li> <li>3. 利用者と地域自治会との交流</li> <li>4. 施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ol>		

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	4	4	社協事務局職員が管理人を兼務しながら管理運営を実施。土日は代替人を配置し管理運営の実施。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	事務局長指揮監督の下、毎週ミーティング、朝礼等の実施。
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	植栽に害虫が発生したため、駆除を実施。
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	5	5	ホームページに休館・施設利用申込書等の掲載を実施。Facebook等に休館のお知らせを掲載
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己 評価	所管課 評価	備考
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	意見箱を設置。日常的に巡回し聴取。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	施設利用者の傷害補償に加入。
5	個人情報保護の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	5	5	
		経理状況を適正に公開しているか	5	5	法令に基づきホームページに公開。
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	緊急事態宣言等で利用停止時期があったが、昨年度比14名増と著しい差異はない。
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	① 施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。 (天井雨漏り修繕、相談室等のカーペット更新、センター内特別清掃) ② 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた対策を継続し、感染状況に対応した利用を実施する。			
10	今後の管理方針	① 外観、植栽等について美観を保つ。 ② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じる。 ③ ホームページの充実を図り、情報提供を積極的に行う。 ④ 条例等関係規定を遵守し、適切な管理と支出の削減を図る。			
自己総合評価(100点満点) = 96点 所管課総合評価(100点満点) = 96点			自己評価区分=S 所管課評価区分=S		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。  
(60点以下)

# 公の施設に係る指定管理者の指定議案 説 明 資 料

## 斜里町高齢者生活福祉センター

- |                             |      |    |
|-----------------------------|------|----|
| ① 斜里町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定経過 | ・・・P | 1  |
| ② 指定申請書                     | ・・・P | 2  |
| ・管理業務の計画書                   |      |    |
| ・収支計画書                      |      |    |
| ・資格関係書類（登記簿謄本、定款）           | （省略） |    |
| ③ 管理業務協定書（案）                | ・・・P | 6  |
| ④ 参考資料（管理運営評価シート）           | ・・・P | 10 |

## 斜里町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国が定める「高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱」では、実施主体については市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものと規定されている。</li><li>・この場合において、市町村は地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、<u>事業の運営の一部を介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものと規定している。</u></li><li>・老人デイサービスセンター等を経営する者は、町内には社会福祉法人1法人と2民間事業者があるが、多様な地域福祉事業を展開し、また現在、指定管理の実績がある「社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会」がある。</li></ul> <p>◎上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」に照らした結果、「<u>社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会</u>」を公募によらない指定管理者の候補者とすることに決定する。</p> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。</li></ul> <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日までとする。</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月7日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年10月26日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月16日（水）</p> <p>(3) 申請書の審査について</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否について</p> <p>上記により、斜里町社会福祉協議会を指定管理者に指定することを決定する。</p>



第1号様式 (第3条関係)

令和4年10月26日

斜里町長  
馬場隆様

申請者 住 所 斜里郡斜里町文光町52番地17  
団 体 名 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会  
代表者名 会長 三 浦 勝 利



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	斜里町高齢者生活福祉センター
施設の所在地	斜里郡斜里町青葉町38番地
提 出 書 類	①斜里町社会福祉協議会登記簿謄本 ②斜里町社会福祉協議会定款 ③管理業務計画 ④管理に係る収支計画書 ⑤令和元年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑥令和2年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑦令和3年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑧令和4年度斜里町社会福祉協議会収支予算書
担当責任者名	事務局長 八 幡 一 也
連 絡 先	TEL : 0152-23-4704    FAX : 0152-23-5113
そ の 他	

## 管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年10月26日

### 1. 施設の管理に係る基本方針

申 請 者	所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17				
	(フリガナ)	シヤカイフクシホウジンシヤリチョウシヤカイフクシキョウキカイ				
	称号又は名称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会				
	(フリガナ)	カイチョウ	ミウラ	カツトシ		
	代表者の職氏名	会 長	三 浦 勝 利			
	郵便番号	099-4116	電話番号	0152-23-4704	F A X	0152-23-5113
事 業 実 績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	斜里町高齢者生活福祉センター	斜里町青葉町38番地	管理運営	令和5年4月開始 令和8年3月終了		
管 理 運 営 の 基 本 方 針	魅力あるセンターとして利用されるために、どのような運営をされますか。					
	<p style="text-align: center;">斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規程を順守し、利用者の立場になって人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするとともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努めます。</p>					
管 理 運 営 の 職 員 体 制	<p>生活援助員2名を配置し、入居者の生活相談や不足の事態に対応できるようにします。</p> <p>※生活援助員が休みの場合には、代替職員を配置し、常に入居者への対応が行えるよう努めます</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法 (時期・回数)
利用者の各種相談、援助及び緊急時の対応	<p>利用者との信頼関係を構築し、不安のない生活が営めるよう、各種相談・援助を行う。</p> <p>利用者保護を第一に、公正・適正かつ迅速な対応を行う。</p>	通年
利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用諸手続き等の援助	<p>利用者の心身の状況を把握して、利用者本人及び家族等と相談して、各種サービスの利用手続き等の援助を行う。</p> <p>行政機関等と連携・協力し業務を行う。</p>	通年
利用者と地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供等	<p>利用者の生活の場であることを念頭に置き、地域住民と交流が図れるよう、必要に応じて場所の提供等を行なう。</p>	通年
センターの設備及び機械の維持管理に関する業務	<p>施設の設定備・機械の点検を励行し、適正な管理に努める。</p> <p>安全性を第一に財産の保全管理に努める。</p> <p>効率的な施設管理を行い、維持管理経費の削減に努める。</p>	通年
センターの利用料の徴収に関する業務	<p>利用料について利用者及び家族に適切に説明し、利用料の徴収を行う。</p> <p>利用料の徴収に係る事務手続きを適切に行い、利用料の適切な管理に努める。</p>	
今後の課題	<p>施設管理上、修繕を計画的に行い、大規模な修繕については、町と協議をしながら進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木部防腐塗装</li> <li>・排煙装置修繕</li> <li>・IH クッキングヒーター更新（故障の物）</li> <li>・居室用温水器更新（故障の物）</li> <li>・地下タンク流量計取替</li> <li>・電気設備更新</li> <li>・屋上防水塗装</li> </ul>	

斜里町高齢者生活福祉センター管理に係る収支計画書(令和5年度～令和7年度)

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
管理委託料	19,400	19,195	19,152	
管理委託料	19,400	19,195	19,152	町管理受託料
利用料	2,988	2,988	2,988	
利用料	2,988	2,988	2,988	利用料・管理負担金収入
雑収入	1	1	1	
預金利息	1	1	1	受取利息配当金収入
合 計	22,389	22,184	22,141	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
共済費	757	758	758	
社会保険料等	757	758	758	社会・労災・雇用保険料
賃金	8,078	8,150	8,255	
職員賃金	4,771	4,843	4,877	生活援助員賃金
職員手当	320	320	320	
臨時職員賃金	2,638	2,638	2,702	臨時・代替・宿直職員賃金
臨時職員諸手当	349	349	356	
旅費	12	12	12	
旅費	12	12	12	会議・研修
需用費	6,809	6,528	6,347	
消耗品費	275	275	275	施設用品・事務用品・新聞購読料
食糧費	10	10	10	行事賄材料費
燃料費	3,089	3,089	3,089	灯油・草刈・除雪
修繕料	689	408	227	施設修繕
光熱水費	2,736	2,736	2,736	電気・水道
医療材料費	10	10	10	医薬品
役務費	300	300	300	
通信運搬費	176	176	176	電話・NHK受信料
保険料	45	45	45	施設利用者賠償保険料
手数料	79	79	79	健康診断・レジオネラ菌検査
委託料	3,235	3,256	3,293	
消防用設備保守点検委託料	110	110	110	
自動ドア保守点検委託料	144	144	144	
ボイラ点検委託料	217	217	217	
排雪業務委託料	80	80	80	
電気保安管理業務委託料	150	150	150	
地下タンク漏洩検査等委託料	38	38	38	
当直業務委託料	2,430	2,451	2,488	
ゴミ搬送業務委託料	66	66	66	
使用料及び借上料	299	299	299	
除雪機借上料	80	80	80	除雪機リース料
コピー機借上料	81	81	81	コピー機リース料
財務・給与ソフトリース料	138	138	138	財務・給与ソフトリース料
積立金	84	84	84	
職員退職積立金	84	84	84	退職共済掛金
備品購入費	780	780	780	
備品購入費	780	780	780	居室給湯器
支出合計	20,354	20,167	20,128	
消費税	2,035	2,017	2,013	
消費税込み合計	22,389	22,184	22,141	

## 斜里町高齢者生活福祉センター管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会会長 三浦 勝利（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、斜里町高齢者生活福祉センター管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

**第 1 条** 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

**第 2 条** 受託者が行う管理業務の内容は、斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 13 年斜里町条例第 11 号。以下「高齢者生活福祉センター条例」という。）第 4 条の 2 の規定により、次のとおりとする。

（1）施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 受託者は、次に掲げる維持管理を行うこと。

利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、町内各施設・団体等への連絡調整、入館の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持

イ 受託者は、次に掲げる設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、警備、除雪、消防設備、空調機器、自動ドア、電気工作物、放送設備、ボイラー設備、暖房設備、入浴設備、設備巡視点検等の保守管理、小破修繕

ウ 受託者は、利用の安全確保のための火災訓練及び避難訓練を行うこと。

（2）利用料の徴収に関すること。

ア 受託者は、次に掲げる料金の収受を行うこと。

利用料、管理負担金

イ 受託者は、料金による収入について、業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

ウ 受託者は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

（3）次に掲げる事業の計画及び実施に関すること。

ア 利用者の各種相談、助言、及び緊急時の対応

イ 利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続等の援助

ウ 利用者地域住民との交流を図るための、各種事業等についての場所の提供等

（収支計画）

**第 3 条** 受託者が行う管理に係る収支計画は、別紙「収支計画書」のとおりとする。

（指定管理料）

**第 4 条** 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 19,400,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,763,636 円）

令和 6 年度 金 19,195,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,745,000 円）

令和 7 年度 金 19,152,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,741,091 円）

なお、税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当

額は変動後の税率により計算する。

- 2 委託者は、指定管理料を年3回払いとし、4月20日、8月20日及び12月20日までに受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者、受託者が協議の上決定する。

(事業報告)

**第5条** 受託者は、毎年4月30日までに、管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - ア 管理業務の実施状況報告書
  - イ 管理に係る収支決算書
  - ウ 受託者の経営状況を説明する書類(収支計算書、貸借対照表等)
  - エ その他委託者が必要と認める書類

(指定の取消し及び管理業務の停止)

**第6条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
  - (3) センター条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
  - (4) 手続条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格(以下「申請資格」という。)を失ったとき。
  - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
  - (8) 管理業務が行われないとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
  - 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

(工事及び修繕)

**第7条** 高齢者生活福祉センターの施設(以下「施設」という。)において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
  - ア 施設の設置そのものに関わるもの
  - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
  - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
  - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用

- ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
- イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
- ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

**第 8 条** この協定の締結時において、管理業務を行うための備品のうち、委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第 6 条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

**第 9 条** 受託者が管理業務に要する費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

**第 10 条** 受託者は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

**第 11 条** 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成 13 年斜里町条例第 37 号）第 5 条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

**第 12 条** 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

**第 13 条** 委託者は、施設管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応等)

**第 14 条** 受託者は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

**第 15 条** 受託者は、管理業務を行うに当たって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

**第 16 条** 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを 5 年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支計算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

**第 17 条** この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別な事情があるときは、委託者、受託者が協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) センター条例及び規則の規定を改正するとき。
- (2) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したとき等協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

**第 18 条** 受託者は、斜里町行政手続条例（平成 9 年斜里町条例第 1 号）の規定により、施設利用に関し、必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

**第 19 条** 受託者が保有する管理業務にかかわる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成 9 年斜里町条例第 30 号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

**第 20 条** 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要な物品等を委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

**第 21 条** 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(協定に定めのない事項)

**第 22 条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者、受託者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町 12 番地  
斜里町長 馬 場 隆

受託者 斜里町文光町 52 番地 17  
社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会  
会 長 三 浦 勝 利

指定管理者の管理運営評価シート(標準)

評価期間:令和2年4月～令和3年3月

施設名	斜里町高齢者生活福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町52番地17	
指定管理料	3年総額 60,024,000円(年額20,008,000円)		
指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】 斜里町青葉町38番地</p> <p>【目的】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図る。</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>【運営方針】 斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、利用者の立場に立って人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするとともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応</li> <li>2. 利用者の虚弱化等に伴い、介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続き等の援助</li> <li>3. 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供</li> <li>4. 施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ol>		

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	生活援助員2名を配置し管理運営。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	センター長(兼務)の指導監督の下、ミーティング等の実施
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託しているか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損ねていないか	5	5	利用者(体力の低下とともに管理が困難な利用者)に配慮しながら、施設全体の管理にあたった
	20点	法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	3	3	ホームページは社協・町のみ 社協だより
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用者を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	3	3	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	避難訓練年2回(自治会参加型) コロナにより不参加
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	
5	個人情報等の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	経年劣化による修繕費増加
		経理状況を適正に公開しているか	4	4	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	①年々加齢により体力および認知機能が低下している利用者が増えてきており、今後の施設の在り方、対応について検討していく必要がある。 ②施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。			
10	今後の管理方針	利用者の人権が尊重され、楽しく活気ある高齢者生活施設とする。経費の削減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。			
自己総合評価(100点満点) =			94点	自己評価区分 = S 所管課評価区分 = S	
所管課総合評価(100点満点) =			94点		

■ 評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通 又は 該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A 目標や計画通りの成果があり、適正な管理が行われた。  
(75点～89点 1点項目なし)
- B 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C 管理運営に不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。  
(60点以下)

様式1

指定管理者の管理運営評価シート(標準)

評価期間:令和3年4月～令和4年3月

施設名	斜里町高齢者生活福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町52番地17	
指定管理料	3年総額 61,126,000円(年額21,110,000円)		
指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】 斜里町青葉町38番地</p> <p>【目的】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図る。</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>【運営方針】 斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、利用者の立場に立って人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応</li> <li>2. 利用者の虚弱化等に伴い、介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続き等の援助</li> <li>3. 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供</li> <li>4. 施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ol>		

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制  15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	生活援助員2名を配置し管理運営。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	センター長(兼務)の指導監督の下、ミーティング等の実施
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託しているか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損ねていないか	5	5	利用者(体力の低下とともに管理が困難な利用者)に配慮しながら、施設全体の管理にあたった
	20点	法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	

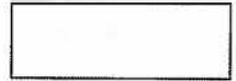
	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	3	3	ホームページは社協・町のみ 社協だより
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用者を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	3	3	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	避難訓練年2回(自治会参加型) コロナにより自治会不参加
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	
5	個人情報等の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	経年劣化による修繕費増加
		経理状況を適正に公開しているか	4	4	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	①年々加齢により体力および認知機能が低下している利用者が増えてきており、今後の施設の在り方、対応について検討していく必要がある。 ②施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。			
10	今後の管理方針	利用者の人権が尊重され、楽しく活気ある高齢者生活施設とする。経費の削減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。			
自己総合評価(100点満点) =			94点	自己評価区分 = S 所管課評価区分 = S	
所管課総合評価(100点満点) =			94点		

■ 評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通 又は 該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A 目標や計画通りの成果があり、適正な管理が行われた。  
(75点～89点 1点項目なし)
- B 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C 管理運営に不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。  
(60点以下)



# 公の施設に係る指定管理者の指定議案

## 説 明 資 料

### 1. 道の駅しやり

①道の駅しやりの指定管理者の指定経過	・・・P 1
②指定申請書	・・・P 2
・管理業務の計画書	
・収支計画書	
・資格関係書類（登記簿謄本、定款）	
③管理業務協定書（案）	・・・P 3 9
④参考資料（管理運営評価シート）	・・・P 4 4

## 道の駅しゃりの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道の駅しゃりの設置目的を達成するためには、隣接するテナントミックス及び周辺商店街との連携と効率的な管理運営が求められる。</li><li>・中心市街地の活性化や商店街の振興を事業目的としている法人・団体を選定することが適当である。</li><li>・平成19年4月から道の駅しゃりの指定管理者として、維持管理の実績があり安定した運営を行っている。</li><li>・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、株式会社斜里工房しれとこ屋を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。</li></ul> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。</li></ul> <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月9日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、株式会社斜里工房しれとこ屋を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>

第1号様式（第3条関係）



令和4年11月9日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住 所 北海道斜里郡斜里町港町1番地  
団体名 株式会社 斜里工房しれとこ屋  
代表者名 代表取締役社長 野尻勝規



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	道の駅しやり
施設の所在地	斜里郡斜里町本町37番地
提出書類	・管理業務の計画書 ・収支計画書 ・資格を有していることを証する書類 登記簿謄本、出資者名簿、定款、直近3年分の決算書
担当責任者	マネージャー 棚山清昭
連絡先	株斜里工房しれとこ屋 Tel 0152-23-6835 Fax 0152-23-0908
そ の 他	

# 管 理 業 務 の 計 画 書

令和4年11月9日

## 1. 施設の管理に係る基本方針

申 請 者	所在地	北海道斜里郡斜里町港町1番地				
	(フリガナ)	カブシカイシャ シヤリコウホウシレトコヤ				
	商号又は名称	株式会社 斜里工房しれとこ屋				
	(フリガナ)	ダイョウトリシヤリカシヤチョウ	ノジリ カツノリ			
	代表者の職氏名	代表取締役社長	野 尻 勝 規			
	郵便番号	099-4112	電話番号	0152-23-6835	F A X	0152-23-0908
事 業 実 績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	道の駅しやり	斜里町本町37番地	管理運営	H26年 4月開始 H29年 3月終了		
	道の駅しやり	斜里町本町37番地	管理運営	H29年 4月開始 R2年 3月終了		
	道の駅しやり	斜里町本町37番地	管理運営	R2年 4月開始 R5年 3月終了予定		
管 理 運 営 の 基 本 方 針	<p>道の駅しやりは、「中心市街地の賑わいと安らぎを創出するため、町民や観光客等に快適な休憩機能と地域情報の提供を行い、地域の交流拠点の場として産業振興及び地域の活性化を図るための施設」であります。このことを念頭に置き、設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守し、効率的且つ適切な管理運営に努め、施設の効用を最大限に発揮していきます。</p> <p>賑わいの創出をはかるため有識者・斜里町・商工会からなる道の駅しやり運営委員会、商工会(地域振興委員会)やポテト(協組)・商店街等と連携・協議しながらイベントを企画調整していきます。また、サービスの向上・利用の促進をはかるための努力も行っていきます。</p> <p>これにより、子供から高齢者までの地域住民や観光客を中心とした来街者が道の駅のある中心商店街を訪れることにより回遊性が生まれ、商店街の売上げ増加・新たなビジネスチャンスにつながるなどの経済波及効果が生まれると考えます。</p>					
管 理 運 営 の 職 員 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅管理業務の責任者は、「斜里工房しれとこ屋」のマネージャーがあたります。</li> <li>・午前9時から午後7時までの開館時間内は、案内人1名を配置します。</li> <li>・午後7時から午後10時までの有料施設の利用については、夜間の管理人を1名配置します。</li> </ul>					

2. 業務計画 (令和5年度～令和7年度)

業務名	内 容	実施方法 (時期・回数)
施設の利用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地の賑わいと安らぎの創出 運営委員会・商工会・斜里町等と連携しイベントの企画調整及び自主事業の実施並びに後援事業の促進</li> <li>○地域情報の発信 観光や地域情報の収集及び掲示 斜里町に関する閲覧図書の実充</li> <li>○施設の利用促進 ツイッター、ホームページでのPR 必要に応じ、新聞折込によりPR</li> <li>○新型コロナ感染対策の実施 来館者へのマスクの着用や手指消毒の周知など トイレに便座クリーナー・手洗い石鹸の設置</li> </ul>	◎通年実施
施設維持及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の点検を行い適切な管理に努めます。</li> <li>・安全性を第一に財産の保全管理に努めます。</li> <li>・効率的な施設管理を行い経費の節減に努めます。</li> </ul>	◎通年実施

道の駅しゃり指定管理に係る収支計画書(令和5年度～令和7年度)

【収入】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	摘 要
管理委託料	14,503	14,503	14,503	3年間合計で
管理委託料	(14,503)	(14,503)	(14,503)	43,509千円
施設利用料	800	800	800	
コミュニティールーム等	(800)	(800)	(800)	
合 計	15,303	15,303	15,303	

【支出】

科 目	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	摘 要
共済費	369	369	369	
社会保険料等	(369)	(369)	(369)	
人件費	5,319	5,319	5,319	
職員賃金	(1,727)	(1,727)	(1,727)	
案内人パート賃金	(3,592)	(3,592)	(3,592)	夜間含む
需用費	3,773	3,773	3,773	
消耗品費	(500)	(500)	(500)	
器具備品費	(45)	(45)	(45)	
修繕費	(200)	(200)	(200)	ねぶた絵貼替など
燃料費	(527)	(527)	(527)	
光熱水費	(2,501)	(2,501)	(2,501)	
役務費	345	345	345	
通信運搬費	(127)	(127)	(127)	
手数料	(218)	(218)	(218)	臨時駐車場代1/2
委託料	2,994	2,994	2,994	
清掃委託	(1,409)	(1,409)	(1,409)	
電気保守	(30)	(30)	(30)	
ピアノ保守	(135)	(135)	(135)	
消防保守	(15)	(15)	(15)	
自動ドア保守	(226)	(226)	(226)	
空調保守	(90)	(90)	(90)	
除排雪業務委託	(800)	(800)	(800)	臨時駐車場含む
草花管理業務委託	(109)	(109)	(109)	
施設警備委託	(180)	(180)	(180)	
使用料	20	20	20	
PCリース料	(20)	(20)	(20)	コピー機年間
PR事業費	182	182	182	
PR事業費	(182)	(182)	(182)	
小 計	13,002	13,002	13,002	
諸経費(小計×7%)	910	910	910	
消費税(10%)	1,391	1,391	1,391	
合 計	15,303	15,303	15,303	

## 履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町港町1番地  
株式会社斜里工房しれとこ屋

会社法人等番号	4603-01-003594	
商号	株式会社斜里工房しれとこ屋	
本店	北海道斜里郡斜里町本町29番地8	
	北海道斜里郡斜里町港町1番地	平成19年12月19日移転 ----- 平成19年12月20日登記
公告をする方法	北海道新聞に掲載する	
会社成立の年月日	平成16年11月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中心市街地の整備に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務</li> <li>2. 商店街など商業の振興を図るための共同事業に関する企画、調査・設計、運営及び受託業務</li> <li>3. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務</li> <li>4. 店舗等商業施設の企画、建設、受託及び管理運営に関する業務</li> <li>5. タウンマネジメントに関する企画、調査・研究、設計及び管理業務</li> <li>6. テナント（テナントミックスを図るための店舗）募集・店舗誘致業務</li> <li>7. 駐車場等商業基盤施設の企画、建設運営の受託及び委託業務</li> <li>8. 上記各号に付帯する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	500株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 307株	平成19年12月19日変更 ----- 平成19年12月20日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金3070万円	平成19年12月19日変更 ----- 平成19年12月20日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>片山源太</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	片山源太	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
	取締役	<u>高橋一成</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	<u>高橋一成</u>	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
			令和3年10月4日辞任
			令和3年12月23日登記
	取締役	<u>土田好起</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	<u>土田好起</u>	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
			令和3年10月31日辞任
			令和3年12月23日登記
取締役	<u>長屋慶治</u>	平成30年12月10日重任	
		平成30年12月25日登記	
取締役	<u>長屋慶治</u>	令和2年12月26日重任	
		令和3年1月12日登記	
		令和3年12月20日辞任	
		令和3年12月23日登記	
取締役	<u>元木誠二</u>	平成30年12月10日重任	
		平成30年12月25日登記	
取締役	元木誠二	令和2年12月26日重任	
		令和3年1月12日登記	

北海道斜里郡斜里町港町1番地  
株式会社斜里工房しれとこ屋

	取締役	<u>野 尻 勝 規</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
	取締役	野 尻 勝 規	令和 2年12月26日重任 令和 3年 1月12日登記
	代表取締役	<u>野 尻 勝 規</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
	代表取締役	野 尻 勝 規	令和 2年12月26日重任 令和 3年 1月12日登記
	監査役	<u>土 橋 利 文</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
			令和 3年12月20日辞任 令和 3年12月23日登記
	監査役	<u>中 村 嘉 成</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
			令和 3年10月 2日辞任 令和 3年12月23日登記
	監査役	長 屋 慶 治	令和 3年12月20日就任 令和 3年12月23日登記
	吸収合併	令和3年9月10日北海道斜里郡斜里町港町1番地株式会社彩フードシステムを合併 令和 3年 9月10日登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記

北海道斜里郡斜里町港町1番地  
株式会社斜里工房しれとこ屋

登記記録に関する 事項	設立	平成16年11月 1日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年11月 7日

釧路地方法務局北見支局  
登記官

金子 寿 郎



整理番号 ハ064094

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

(株)斜里工房しれとこ屋 株式名簿

2022/10/31現在  
1株=100,000円

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		株式数	
	住 所	氏 名	同属会社で ない法人株主	その他の 株主等
1	斜里町本町24	(株)野尻正武商店	48	
2	東京都世田谷区 宮坂3-20-17	(株)セブン・シスターズ	47	
3	斜里町新光町29-6	高橋 秀樹		20
4	斜里町豊倉62-8	(有)片山電気商会	15	
5	斜里町文光町48	(株)長屋工業	15	
6	斜里町本町12	斜 里 町	15	
7	斜里町本町24-16	野尻 勝規		10
8	斜里町本町29-1	片山 源太		10
9	東京都墨田区緑4-2-4 (本町21-8)	日下 尚子		10
10	斜里町港町 1	元木 誠二		10
11	斜里町本町6-2	河面 浩光		10
12	斜里町文光町49-11	長屋 慶治		5
13	斜里町文光町31-6	田中 アヤ子		5
14	斜里町豊倉50	大成工業(株)	5	
15	斜里町中斜里18-29	(株)佐藤製材工場	5	
16	斜里町豊倉55-61	(有)丹羽工務店	2	
17	斜里町港町1番地	(株)斜里工房しれとこ屋		75

152                      155  
合 計                      307

# 定 款

平成16年 9月15日 発起人会決議

平成16年 9月29日 公証人承認

平成16年10月19日 取締役会決議

平成16年11月 1日 登記

平成22年12月14日 変更(第25条3)

株式会社 斜里工房しれとこ屋

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社斜里工房しれとこ屋と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 中心市街地の整備に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務
2. 商店街など商業の振興を図るための共同事業に関する企画、調査・設計、運営及び受託業務
3. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務
4. 店舗等商業施設の企画、建設、受託及び管理運営に関する業務
5. タウンマネジメントに関する企画、調査・研究、設計及び管理業務
6. テナント（テナントミックスを図るための店舗）募集・店舗誘致業務
7. 駐車場等商業基盤施設の企画、建設運営の受託及び委託業務
8. 上記各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道斜里郡斜里町に置く。

### (公 告)

第4条 当社の公告は、北海道新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(会社が発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、500株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、記名式とし、1株券・5株券・10株券・20株券の4種類とする。このほか、20株未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会で定める。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第9条 当社は、毎年営業年度末日の翌日から定時株主総会終了の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (招集者)

第11条 当会社の株主総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

#### (議 長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### (決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。

#### (議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印し 10 年間会社に保存するものとする。

#### 第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の数)

第 16 条 当社の取締役は 3 名以上 10 名以内とし、監査役は 3 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 17 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(取締役会の権限)

第 19 条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令または本定款に定める事項  
その他当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第 20 条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集しその議長となる。

- 2 取締役会は、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して  
発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(決 議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議権を行使できない。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は、本定款に定めのある場合を除き、取締役会規則に  
よる。

(議事録)

第 24 条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を

記載し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印し10年間会社に保存するものとする。

(取締役社長並びに取締役専務の選任)

第25条 取締役会は決議をもって、取締役社長1名を選任する。

- 2 取締役会は決議をもって、取締役専務若干名を選任することができる。
- 3 取締役社長は、この会社を代表する。

(報酬)

第26条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第27条 会社の当営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(利益配当)

第28条 営業年度の利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払うものとする。ただし、利益配当金はその支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に関して発行する株式)

第29条 当会社の設立に際して発行する株式は100株とし、その発行価格は1株につき金10万円とする。

(最初の取締役及び監査役)

第30条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりである。

取締役	野 尻 孝 二
取締役	山 内 壽 昭
取締役	片 山 源 太
取締役	日 下 尚 子
取締役	高 橋 一 成
取締役	土 田 好 起
取締役	長 屋 慶 治
取締役	元 木 誠 二
監査役	田 中 正 義
監査役	土 橋 利 文
監査役	中 村 嘉 成

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式の数は次のとおりである。

北海道斜里郡斜里町本町24番地16

10株 野 尻 孝 二

北海道斜里郡斜里町文光町 60 番地 5

10 株 山 内 壽 昭

北海道斜里郡斜里町本町 29 番地 1

10 株 片 山 源 太

東京都墨田区緑 4 丁目 2 番 4 号

10 株 日 下 尚 子

北海道斜里郡斜里町光陽町 15 番地 14

10 株 高 橋 一 成

北海道斜里郡斜里町字豊倉 67 番地

10 株 土 田 好 起

北海道斜里郡斜里町光陽町 52 番地 7

10 株 土 橋 利 文

北海道斜里郡斜里町長文光町 63 番地 15

10 株 中 村 嘉 成

北海道斜里郡斜里町文光町 4 番地 12

10 株 元 木 誠 二

北海道斜里郡斜里町文光町 31 番地 6

5 株 田 中 正 義

北海道斜里郡斜里町文光町 48 番地 2

5 株 長 屋 慶 治

以上、株式会社 斜里工房しれとこ屋を設立するために、ここに定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 16 年 9 月 21 日

発 起 人            野 尻   孝 二

発 起 人            山 内   壽 昭

発 起 人            片 山   源 太

発 起 人            日 下   尚 子

発 起 人            高 橋   一 成

発 起 人            土 田   好 起

発 起 人            土 橋   利 文

発 起 人            中 村   嘉 成

発 起 人            元 木   誠 二

発 起 人            田 中   正 義

発 起 人            長 屋   慶 治

# 決 算 報 告 書

---

(第 15 期)

自 平成30年11月 1日

至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

# 貸借対照表

令和 1年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	12,074,714	【流動負債】	8,289,839
現金及び預金	9,900,678	未払金	558,134
商品	401,166	未払法人税等	210,900
立替金	290,000	未払消費税等	621,100
未収入金	1,482,870	前受金	6,888,000
【固定資産】	47,962,439	預り金	11,705
【有形固定資産】	45,182,345	【固定負債】	17,038,000
建物	38,766,458	長期借入金	9,342,500
建物附属設備	4,768,218	預り保証金	7,695,500
構築物	1,536,882	負債の部合計	25,327,839
機械装置	1	純 資 産 の 部	
工具器具備品	110,836	【株主資本】	34,709,314
【投資その他の資産】	2,780,094	資本金	30,700,000
出資金	30,500	利益剰余金	4,509,314
長期貸付金	2,500,000	その他利益剰余金	4,509,314
長期前払費用	249,594	繰越利益剰余金	4,509,314
		自己株式	-500,000
		純資産の部合計	34,709,314
資産の部合計	60,037,153	負債及び純資産合計	60,037,153

# 損 益 計 算 書

自 平成30年11月 1日  
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
【売上高】	
管 理 受 託 料	14,457,500
施 設 利 用 料	805,850
グ ッ ズ 収 入	1,566,350
飲 料 販 売 収 入	302,246
テナント賃貸料収入	17,217,808
売 上 高 合 計	34,349,754
【売上原価】	
期 首 商 品 棚 卸 高	479,340
当 期 商 品 仕 入 高	899,272
合 計	1,378,612
期 末 商 品 棚 卸 高	401,166
売 上 原 価	977,446
売 上 総 利 益 金 額	33,372,308
【販売費及び一般管理費】	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	33,089,876
営 業 利 益 金 額	282,432
【営業外収益】	
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	955
雑 収 入	257,327
営 業 外 収 益 合 計	258,328
【営業外費用】	
支 払 利 息	258,772
営 業 外 費 用 合 計	258,772
経 常 利 益 金 額	281,988
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	281,988
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	210,900
当 期 純 利 益 金 額	71,088

# 販売費及び一般管理費内訳書

自 平成30年11月 1日  
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	3,521,070
法 定 福 利 費	304,897
福 利 厚 生 費	24,945
広 告 宣 伝 費	337,477
会 議 費	5,678
旅 費 交 通 費	3,600
通 信 費	187,464
販 売 促 進 費	10,935
消 耗 品 費	827,456
修 繕 費	621,464
水 道 光 熱 費	2,394,601
諸 会 費	32,000
支 払 手 数 料	2,161,254
賃 借 料	1,528,728
リ ー 入 料	221,227
保 険 料	186,342
租 税 公 課	2,742,700
減 価 償 却 費	4,724,714
雑 費	83,824
動 力 水 道 光 熱 費	6,536,975
保 守 及 び 点 検 委 託 料	648,000
清 掃 委 託 費	1,702,620
出 向 料	2,256,845
諸 経 費	443,543
燃 料 費	373,571
委 託 費	1,207,946
販売費及び一般管理費合計	33,089,876

# 株主資本等変動計算書

自 平成30年11月1日  
至 令和1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位：円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		30,700,000
	当期末残高		30,700,000
利 益 剰 余 金			
その 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		4,438,226
	当期変動額	当期純利益金額	71,088
	当期末残高		4,509,314
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		4,438,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		4,509,314
自 己 株 式	当期首残高		-500,000
	当期末残高		-500,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高		34,638,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		34,709,314
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		34,638,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		34,709,314

## 個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 66,579,668円

### 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	114,931 円 50 銭
一株当たり当期純利益金額	235 円 39 銭

# 決 算 報 告 書

---

(第 16 期)

自 令和 1年11月 1日  
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

# 貸借対照表

令和 2年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	12,146,470	【流動負債】	8,739,097
現金及び預金	9,276,113	未払金	348,960
売掛金	200	未払法人税等	285,500
商 品	226,487	未払消費税等	1,177,400
立替金	240,000	前受金	6,915,000
未収入金	2,403,670	預り金	12,237
【固定資産】	44,419,300	【固定負債】	13,048,000
【有形固定資産】	40,691,975	長期借入金	5,352,500
建 物	36,898,196	預り保証金	7,695,500
建物附属設備	2,594,548	負債の部合計	21,787,097
構 築 物	1,129,954	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	1	【株主資本】	34,778,673
工具器具備品	69,276	資 本 金	30,700,000
【投資その他の資産】	3,727,325	利 益 剰 余 金	4,578,673
出 資 金	40,500	その他利益剰余金	4,578,673
長期貸付金	3,500,000	繰越利益剰余金	4,578,673
長期前払費用	186,825	自 己 株 式	-500,000
		純資産の部合計	34,778,673
資産の部合計	56,565,770	負債及び純資産合計	56,565,770

# 損 益 計 算 書

自 令和 1年11月 1日  
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
<b>【売上高】</b>	
管 理 受 託 料	14,612,650
施 設 利 用 料	756,000
グ ッ ズ 収 入	1,374,405
飲 料 販 売 収 入	250,693
テナント賃貸料収入	15,066,458
売 上 高 合 計	32,060,206
<b>【売上原価】</b>	
期 首 商 品 棚 卸 高	401,166
当 期 商 品 仕 入 高	705,060
合 計	1,106,226
期 末 商 品 棚 卸 高	226,487
売 上 原 価	879,739
売 上 総 利 益 金 額	31,180,467
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	33,380,260
営 業 損 失 金 額	2,199,793
<b>【営業外収益】</b>	
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	955
雑 収 入	2,723,161
営 業 外 収 益 合 計	2,724,162
<b>【営業外費用】</b>	
支 払 利 息	169,510
営 業 外 費 用 合 計	169,510
経 常 利 益 金 額	354,859
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	354,859
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	285,500
当 期 純 利 益 金 額	69,359

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 1年11月 1日  
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目				金 額
給	料	手	当	3,516,521
法	定	福	利 費	343,391
福	利	厚	生 費	15,426
広	告	宣	伝 費	531,723
接	待	交	際 費	6,565
会		議	費	5,194
旅	費	交	通 費	10,400
通		信	費	193,082
消	耗	品	費	744,267
修		繕	費	1,458,940
水	道	光	熱 費	2,126,335
諸		会	費	38,000
支	払	手	数 料	2,348,447
賃		借	料	1,532,228
リ	一	入	料	194,004
保		險	料	187,087
租	税	公	課	2,739,600
減	価	償	却 費	4,490,370
雑			費	89,130
動	力	水	道 光 熱 費	6,252,893
保	守	及	び 点 検 委 託 料	698,500
清	掃	委	託 費	1,533,400
出		向	料	2,277,550
諸		経	費	291,943
燃		料	費	454,492
器	具	備	品 費	91,520
委		託	費	1,209,252
販売費及び一般管理費合計				33,380,260

## 株主資本等変動計算書

自 令和 1年11月 1日  
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	30,700,000
	当期末残高	30,700,000
利 益 剰 余 金		
その 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	4,509,314
	当期変動額 当期純利益金額	69,359
	当期末残高	4,578,673
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	4,509,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	4,578,673
自 己 株 式	当期首残高	-500,000
	当期末残高	-500,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高	34,709,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	34,778,673
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	34,709,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	34,778,673

## 個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,070,038円

### 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	115,161 円 17 銭
一株当たり当期純利益金額	229 円 67 銭

# 決 算 報 告 書

(第 17 期)

自 令和 2年11月 1日  
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

# 貸借対照表

令和 3年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部 科 目	金 額	負 債 の 部 科 目	金 額
【流動資産】	8,742,942	【流動負債】	8,258,462
現金及び預金	8,092,551	未払金	334,609
売掛金	800	未払法人税等	206,000
商品	432,863	未払消費税等	774,700
立替金	80,000	前受金	6,915,000
未収入金	136,728	預り金	28,153
【固定資産】	36,705,561	【固定負債】	24,894,754
【有形固定資産】	36,501,929	長期借入金	19,125,000
建物	35,029,934	預り保証金	5,769,754
建物附属設備	652,268	負債の部合計	33,153,216
構築物	723,076	純 資 産 の 部	
機械装置	1	【株主資本】	12,295,287
工具器具備品	27,716	資本金	30,700,000
一括償却資産	68,934	利益剰余金	-8,104,713
【投資その他の資産】	203,632	その他利益剰余金	-8,104,713
出資金	70,500	繰越利益剰余金	-8,104,713
長期前払費用	133,132	自己株式	-10,300,000
		純資産の部合計	12,295,287
資産の部合計	45,448,503	負債及び純資産合計	45,448,503

# 損 益 計 算 書

自 令和 2年11月 1日  
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
<b>【売上高】</b>	
管 理 受 託 料	14,503,000
施 設 利 用 料	755,810
グ ッ ズ 収 入	1,421,740
飲 料 販 売 収 入	248,918
テナント賃貸料収入	14,468,207
売 上 高 合 計	31,397,675
<b>【売上原価】</b>	
期 首 商 品 棚 卸 高	226,487
当 期 商 品 仕 入 高	1,168,356
合 計	1,394,843
期 末 商 品 棚 卸 高	432,863
売 上 原 価	961,980
売 上 総 利 益 金 額	30,435,695
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	
販売費及び一般管理費合計	31,088,560
営 業 損 失 金 額	652,865
<b>【営業外収益】</b>	
受 取 利 息	41
受 取 配 当 金	955
雑 収 入	552,380
営 業 外 収 益 合 計	553,376
<b>【営業外費用】</b>	
支 払 利 息	96,396
営 業 外 費 用 合 計	96,396
経 常 損 失 金 額	195,885
税引前当期純損失金額	195,885
法人税・住民税及び事業税	206,000
当 期 純 損 失 金 額	401,885

# 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 2年11月 1日  
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	3,711,900
法 定 福 利 費	351,585
福 利 厚 生 費	48,039
広 告 宣 伝 費	83,903
接 待 交 際 費	19,190
会 議 費	24,430
旅 費 交 通 費	11,300
通 信 費	200,386
消 耗 品 費	808,009
修 繕 費	612,645
水 道 光 熱 費	2,060,555
諸 会 費	51,400
支 払 手 数 料	2,432,094
賃 借 料	1,532,228
リ ー ス 料	53,064
保 険 料	217,185
租 税 公 課	2,971,750
寄 付 金	10,000
減 価 償 却 費	4,293,446
雑 費	77,588
動 力 水 道 光 熱 費	5,312,958
保 守 及 び 点 検 委 託 料	451,000
清 掃 委 託 費	1,555,400
出 向 料	2,138,000
諸 経 費	397,927
燃 料 費	442,900
器 具 備 品 費	4,378
委 託 費	1,220,300
販売費及び一般管理費合計	31,088,560

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 2年11月 1日  
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		30,700,000
	当期末残高		30,700,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		4,578,673
	当期変動額	当期純利益金額	-401,885
		企業結合による増加	-12,281,501
	当期末残高		-8,104,713
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		4,578,673
	当期変動額		-12,683,386
	当期末残高		-8,104,713
自 己 株 式	当期首残高		-500,000
	当期変動額	自己株式の取得	-9,800,000
	当期末残高		-10,300,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高		34,778,673
	当期変動額		-22,483,386
	当期末残高		12,295,287
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		34,778,673
	当期変動額		-22,483,386
	当期末残高		12,295,287

## 個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 75,633,243円

### 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	52,996 円 93 銭
一株当たり当期純利益金額	-1,732 円 26 銭

## 道の駅しゃり管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と株式会社 斜里工房しれとこ屋 代表取締役社長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 7 条の規定に基づき、道の駅しゃり管理業務（以下「管理業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

### （指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### （管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、道の駅しゃり（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 39 号。以下「施設条例」という。）第 5 条の第 1 号から第 4 号の規定に基づき、別表 1 のとおりとする。

### （事業計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「管理業務の計画書」のとおりとする。

### （利用料金）

第 4 条 道の駅の有料施設の利用料金（以下「利用料金」という。）は、受託者の収入とする。

2 受託者は、施設条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ委託者の承認を得て、利用料金の額を定めるものとする。

### （指定管理料）

第 5 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

令和 6 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

令和 7 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

なお、税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

2 委託者は、指定管理料を年 2 回払いとし、4 月と 9 月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。

3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

### （事業報告）

第 6 条 受託者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
  - イ 前年度の管理に係る収支決算書
  - ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
  - エ その他委託者が必要と認める書類

（指定の取り消し及び管理業務の停止）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
  - (3) 施設条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
  - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
  - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
  - (8) 管理業務が行われないうとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（工事及び修繕）

第8条 道の駅において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
  - ア 施設の設置そのものに関わるもの
  - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
  - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
  - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
  - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
  - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
  - ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表2のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第6条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、道の駅の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 道の駅の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地  
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町港町1番地  
株式会社 斜里工房しれとこ屋  
代表取締役社長 野尻 勝規

別表 1 (第 2 条関係)

管理業務の内容

施設名	管理業務の内容
道の駅しやり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用の許可等に関する事。</li> <li>2. 利用料金の徴収に関する事。</li> <li>3. 施設及び設備の管理運営に関する事。</li> <li>4. 施設及び施設敷地内の清掃・除雪に関する事。</li> <li>5. 備品等の利用及び管理に関する事。</li> <li>6. 道路情報などの情報端末機の維持管理に関する事。</li> <li>7. 地域情報の提供に関する事。</li> <li>8. 施設を活用したイベントの企画及び実施に関する事。</li> <li>9. 毎月の利用実績に関する事。</li> <li>10. 利用者の事故等緊急時の対応に関する事。</li> <li>11. その他町長が必要と認める業務に関する事。</li> </ol>

別表 2 (第 9 条関係)

備品台帳

(記載省略)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	道の駅しゃり	
指定管理者	名称	斜里工房しれとこ屋
	所在地	斜里町港町1番地
指定管理料	3年総額 43,509,000円 (年額 14,503,000円)	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 (3年間)	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町港町37番地</p> <p>【目的】地位交流拠点の場として産業振興及び地域活性化を図る。</p> <p>【構造】鉄骨鉄筋コンクリート構造</p> <p>【運営方針】快適な施設環境の維持や施設利用者へのサービスに努め効率的な運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の管理運営及び維持に関すること</li> <li>2. 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関すること</li> <li>3. 施設の安全対策に関すること</li> <li>4. その他必要と認めること</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員 体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	3	3	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の 管理運営に関する 業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への 取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	3	積極的な発信、更新は行われていない
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	
	25点	特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対するの満足度調査を行ったか	4	4	アンケート調査の実施
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	4	4	苦情、意見等に対する対応及び記録

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	イベント保険加入
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	4	4	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	3	3	添付資料参照
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	4	5	毎月の月例に加え、毎日 の業務日報の提出等、報 告・連絡体制が確立され ている。
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報端末の廃止及びWiFi環境の整備</li> <li>・館内のリニューアル 情報・特産品コーナーの見直しなど</li> <li>・情報タッチパネルの映像入れ替え</li> <li>・内・外観の老朽化に伴う修繕</li> </ul>			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大防止対策の取組</li> <li>・更なる施設の適正な維持管理を行い、経費削減に努める</li> </ul>			
自己総合評価 (100点満点) = 82点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 82点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	道の駅しやり	
指定管理者	名称	斜里工房しれとこ屋
	所在地	斜里町港町1番地
指定管理料	3年総額 43,509,000円 (年額 14,503,000円)	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 (3年間)	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町港町37番地</p> <p>【目的】地位交流拠点の場として産業振興及び地域活性化を図る。</p> <p>【構造】鉄骨鉄筋コンクリート構造</p> <p>【運営方針】快適な施設環境の維持や施設利用者へのサービスに努め効率的な運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の管理運営及び維持に関すること</li> <li>2. 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関すること</li> <li>3. 施設の安全対策に関すること</li> <li>4. その他必要と認めること</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員 体制  15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	3	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の 管理運営に関する 業務  20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への 取り組み状況  25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	3	積極的な発信、更新は行われていない
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対する満足度調査を行ったか	4	4	アンケート調査の実施
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	4	4	苦情、意見等に対する対応及び記録

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	イベント保険加入
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	4	4	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	3	3	添付資料参照
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	4	4	毎月の月例に加え、毎日 の業務日報の提出等、報 告・連絡体制が確立され ている。
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WiFi 環境の整備</li> <li>・館内のリニューアル 情報・特産品コーナーの見直しなど</li> <li>・情報タッチパネルの映像入れ替え</li> <li>・内・外観の老朽化に伴う修繕</li> </ul>			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大防止対策の取組</li> <li>・更なる施設の適正な維持管理を行い、経費削減に努める</li> </ul>			
自己総合評価 (100点満点) = 82点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 82点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)



# 公の施設に係る指定管理者の指定議案

## 説 明 資 料

### 1. 道の駅うとろ・シリエトク

①道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者の指定経過	・・・P 1
②指定申請書	・・・P 2
・管理業務の計画書	
・収支計画書	
・資格関係書類（登記簿謄本、団体の定款等）	
③管理業務協定書（案）	・・・P 2 8
④参考資料（管理運営評価シート）	・・・P 3 3

## 道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道の駅うとろ・シリエトクの設置目的を達成するためには、情報提供や観光客の受け入れ案内など観光事業に精通し、施設の維持管理やテナントとの連携・調整など、迅速な対応が可能な団体を選定することが適当である。</li><li>・平成19年4月から道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者として、維持管理の実績があり、安定した運営を行っている。</li><li>・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。</li></ul> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。</li></ul> <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月7日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>

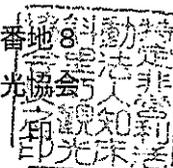
第1号様式(第3条関係)



令和4年11月7日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住所 北海道斜里郡斜里町本町29番地8  
団体名 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会  
代表者名 会長 野尻勝規



### 指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施設名	道の駅うとろ・シリエトク
施設の所在地	斜里郡斜里町ウトロ西186番地8
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書（管理業務の計画書、管理に係る収支計画書）</li><li>・経営状況報告書（令和1年度、2年度、3年度の貸借対照表、令和4年度の収支予算書）</li><li>・登記簿謄本</li><li>・定款</li></ul>
担当責任者名	事務局長 新村 武志
連絡先	0152-22-2125
その他	

# 管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年11月7日

## 1. 施設の管理に係る基本方針

申請者	所在地	北海道斜里郡斜里町本町29番地8				
	(フリガナ)	トクテイエイリカトウホクゾウソツリトコシヤリチョウカンコウキョウカイ				
	商号又は名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会				
	(フリガナ)	カイチョウ ノジリカツノリ				
	代表者の職氏名	会 長	野尻勝規			
	郵便番号	099-4113	電話番号	0152-22-2125	FAX 番号	0152-23-6226
管理実績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東429番地	施設清掃管理 料金徴収等	令和2年5月開始 令和4年11月終了		
	ウトロ国設知床野営場	斜里郡斜里町ウトロ香川	施設清掃管理 料金徴収等	令和4年6月開始 令和4年9月終了		
管理運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係条例、規定を遵守しセンターハウス及び交流広場等の適正な維持管理を図ります。</li> <li>・ 世界自然遺産知床の玄関口として観光情報、交通情報等の提供を行い、観光振興に努めます。</li> <li>・ 知床を訪れる観光客の満足度をあげるために、テナント業者と連携し、更なるサービスの充実を図ります。</li> <li>・ 地域住民及び観光客の憩いの場となるよう施設の適正運営に努めます。</li> <li>・ 施設を訪れるすべての来訪者が快適に利用できる施設運営を目指します。</li> </ul>					
管理運営の職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤3名体制で施設の管理運営を行い、テナント業者と連絡を図りながら、施設の適正運営に努めます。</li> <li>・ 施設等問題点があれば速やかに対応できる体制を整え、職員間の連携を密にします。</li> </ul>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法（時期・回数）
センターハウス及び周辺施設清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は毎日清掃と巡回を行い、利用者が快適に利用できる施設環境を維持します。</li> <li>・ 更に、施設周辺の清掃を行い、屋外の環境整備に努めます。</li> </ul>	通 年
施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設備等の点検を励行し、適正な管理に努めます。</li> <li>・ テナント業者との連絡調整を行い、効率的な施設管理を行います。</li> <li>・ 安全性を第一に施設等財産の保全に努めます。</li> </ul>	通 年
情報コーナーの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光、道路情報等の情報を集約し、利用者に対しリアルタイムの情報を発信するように努めます。</li> <li>・ 情報端末、映像放映、展示パネル等情報設備の維持管理に努めます。</li> </ul>	通 年
センターハウス来客者数の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1回、入口カウンター器による施設来客者数の報告を実施します。</li> </ul>	通 年
道の駅トイレ清掃管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の清掃と巡回を行い、常に清潔で利用者に喜ばれるよう、適正な維持管理に努めます。</li> </ul>	通 年
事故・苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故、苦情等については迅速に対応し、関係機関に速やかに報告します。</li> </ul>	通 年

道の駅うとろ・シリエトク指定管理に係る収支計画書

【収入】

(単位：円)

科 目	令和5年度 計 画 額	令和6年度 計 画 額	令和7年度 計 画 額	適 用
管理委託料	3,530	3,530	3,530	
テナント管理料	8,968	8,968	8,968	
(株)ユートピア知床	(6,499)	(6,499)	(6,499)	
ウトロ漁業協同組合	(2,469)	(2,469)	(2,469)	
合 計	12,498	12,498	12,498	

【支出】

(単位：円)

科 目	令和5年度 計 画 額	令和6年度 計 画 額	令和7年度 計 画 額	適 用
共済費	450	450	450	
社会保険料等	(450)	(450)	(450)	
賃金	2,000	2,000	2,000	
管理者賃金	(2,000)	(2,000)	(2,000)	
需用費	3,050	3,050	3,050	
消耗品費	(450)	(450)	(450)	
修繕料	(200)	(200)	(200)	
燃料費	(1,300)	(1,300)	(1,300)	
光熱水費	(1,100)	(1,100)	(1,100)	
役務費	600	600	600	
通信運搬費	(100)	(100)	(100)	
手数料	(500)	(500)	(500)	
委託料	4,577	4,577	4,577	
清掃委託料	(3,055)	(3,055)	(3,055)	
設備保守点検委託料	(850)	(850)	(850)	
除排雪委託料	(130)	(130)	(130)	
特別清掃委託料	(320)	(320)	(320)	
施設警備委託料	(222)	(222)	(222)	
賃借料	144	144	144	
除雪機借上料	(144)	(144)	(144)	
原材料				
花壇花苗代				
小 計	10,821	10,821	10,821	
諸経費及び共通経費	541	541	541	
消費税(10%)	1,136	1,136	1,136	
合 計	12,498	12,498	12,498	

## 履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町本町29番地8  
 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

会社法人等番号	4603-05-001693
名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会
主たる事務所	北海道斜里郡斜里町本町29番地8
法人成立の年月日	平成19年5月28日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、知床国立公園及びその周辺地域において、観光関係者や住民が本地域の自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それを生かした観光まちづくり事業を推進することにより、世界自然遺産にふさわしい地域を目指し、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動                  (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動                  (3) 環境の保全を図る活動                  (4) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業                  (2) 観光まちづくりのイベントの企画、運営に関する事業                  (3) 観光客の誘致、受入事業                  (4) 景観・環境の美化、保全事業                  (5) 情報発信事業                  (6) 芸術、スポーツの普及・発展に関する事業                  (7) 知床及びその周辺地域内外の関連団体との交流、連携事業                  (8) 施設の管理、運営及びその受託事業                  (9) 観光商品の企画、斡旋及び販売                  (10) 漁業、農業等の他産業との連携事業                  (11) 観光まちづくり人材育成事業                  (12) 旅行業法に基づく旅行業                  (13) 前各号の事業に付帯する事業                  (14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行を資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。</p> <p>(1) 役務の提供                  (2) 不動産の管理、運営</p> <p style="text-align: right;">平成24年 2月 8日変更      平成24年 2月10日登記</p>

北海道斜里郡斜里町本町29番地8  
 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

役員に関する事項	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	平成29年 6月 1日就任 ----- 平成29年 6月21日登記
	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	令和 1年 5月27日重任 ----- 令和 1年 6月26日登記
	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	令和 3年 6月 4日重任 ----- 令和 3年 7月 1日登記
登記記録に関する事項	設立	平成19年 5月28日登記



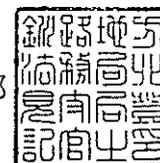
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年11月 4日

釧路地方法務局北見支局  
 登記官

金子 寿 郎



# 特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を斜里町内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、知床国立公園及びその周辺地域において、観光関係者や住民が本地域の自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それを生かした観光まちづくり事業を推進することにより、世界自然遺産にふさわしい地域を目指し、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業
- (2) 観光まちづくりのイベントの企画、運営に関する事業
- (3) 観光客の誘致、受入事業
- (4) 景観・環境の美化、保全事業
- (5) 情報発信事業
- (6) 芸術、スポーツの普及・発展に関する事業
- (7) 知床及びその周辺地域内外の関連団体との交流、連携事業
- (8) 施設の管理、運営及びその受託事業
- (9) 観光商品の企画、斡旋及び販売
- (10) 漁業、農業等の他産業との連携事業
- (11) 観光まちづくり人材育成事業
- (12) 旅行業法に基づく旅行業

- (13) 前各号の事業に付帯する事業
- (14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行を資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。

- (1) 役務の提供
- (2) 不動産の管理、運営

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益が生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または法人
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会において特別会員として推薦された個人または法人

#### (入 会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

#### (会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上～30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長とする。

3 必要に応じ専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事、常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要あるときには、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

#### (欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 職員は会長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、毎年2回開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一つに該当する場合には開催しなければならない。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに理事に対して通知しなければならない。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

#### (議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正ができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数決による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所および従たる事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、斜里町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長 上野 洋司  
副会長 桑島 繁行  
久野 聖一  
梅澤 征雄  
佐々木富美男  
小池 孝一  
川村 國博  
理 事 松島 治  
木幡純一郎  
横田 和久  
山内 壽昭  
喜來 規幸  
藤枝 靖  
山本 隆  
松田 義文

高桑美智子  
午未 治男  
大森 一  
監 事 野尻 孝二  
佐々木 英一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年度の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円
	賛助会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円

この定款は、令和3年6月4日から施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

北海道斜里郡斜里町29番地8  
特定非営利活動法人知床斜里町観光協会  
会 長 野 尻 勝 規

平成 31 年度 貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位: 円)		科 目	金額 (単位: 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	7,663,931		未払金	9,028,309	
商品	2,072,571		預り金	1,046,688	
未収会費	1,060,000		源泉税預り金	87,210	
未収金	8,877,181		住民税預り金	117,000	
立替金	25,000		仮受金	2,661,445	
流動資産合計		19,698,683	流動負債合計		12,940,652
2 固定資産			2 固定負債		
構築物	1,296,456		出資金繰入高	50,000	
什器備品	420,412		固定負債合計		50,000
出資金	1,555,000		負債合計		12,990,652
固定資産合計		3,271,868	III 正味財産の部		
資産合計		22,970,551	前期繰越正味財産額	4,173,020	
			当期正味財産増加額	5,806,879	
			正味財産合計		9,979,899
			負債及び正味財産合計		22,970,551

平成 31 年度 収支計算書

平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
2 会費収入		
正会員会費収入	18,169,000	18,169,000
3 事業収入		
事業収入	16,661,463	
販売売上	61,297,152	
維持管理収入	13,148,700	
受託収入	35,010,738	
その他事業収入	3,981,112	130,099,165
4 補助金等収入		
補助金等収入	27,833,200	27,833,200
5 負担金収入		
負担金収入	1,839,630	
協賛金収入	959,352	2,798,982
6 寄付金収入		
7 雑収入		
受取利息	556	
受取配当金	2,000	
雑収入	895,439	897,995
経常収入合計		179,798,342
II 経常支出の部		
1 事業費		
給料手当	29,196,330	
福利厚生費	1,834,082	
広告料	1,972,316	
旅費交通費	3,491,160	
通信運搬費	877,119	
消耗什器備品費	640,552	
消耗品費	4,547,299	
修繕費	1,384,982	
印刷製本費	903,760	
燃料費	7,074,258	
光熱水料費	12,060,047	
賃借料	3,185,533	
保険料	477,440	
諸謝金	60,000	
租税公課	18,400	
負担金	3,942,439	
設営費	824,450	
委託費	21,075,656	
仕入	45,644,350	
スタッフ経費	318,727	
出演料	322,400	
車両費	4,733,348	
会議費	184,916	
雑費	239,407	145,008,971
2 管理費		
給料手当	14,381,477	
福利厚生費	3,091,078	
広告料	186,000	
旅費交通費	185,540	
会議費	482,238	
通信運搬費	731,406	

特定非常利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )		
需要費	1,317,104		
車輛費	2,008,404		
消耗什器備品費	194,480		
印刷製本費	1,985,000		
燃料費	101,279		
賃借料	209,616		
報酬	688,970		
租税公課	2,676,437		
負担金	216,000		
寄付金支出	10,000		
支払利息	117,082		
減価償却費	372,553		
雑費	27,828	28,982,492	
經常支出合計			173,991,463
經常収支差額			5,806,879

令和 2 年度 貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位: 円)		科 目	金額 (単位: 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	12,169,672		未払金	6,487,080	
商品	1,999,453		預り金	441,566	
未収会費	390,000		源泉税預り金	74,510	
未収金	5,503,823		住民税預り金	50,400	
立替金	240,800		仮受金	1,400	
流動資産合計		20,303,748	短期借入金	10,000,000	
			流動負債合計		17,054,956
2 固定資産			2 固定負債		
構築物	1,225,741		出資金繰入	50,000	
什器備品	244,152		固定負債合計		50,000
一括償却資産	137,867		負債合計		17,104,956
出資金	3,055,000				
固定資産合計		4,662,760	III 正味財産の部		
			前期繰越正味財産額	9,979,899	
			当期正味財産増加額	△ 2,118,347	
			正味財産合計		7,861,552
資産合計		24,966,508	負債及び正味財産合計		24,966,508

令和 2 年度 収支計算書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 入会金収入			
2 会費収入			
正会員会費収入	1,310,000	1,310,000	
3 事業収入			
事業収入	10,256,880		
販売売上	720,655		
維持管理収入	11,080,888		
受託収入	21,142,320		
その他事業収入	9,637,244	52,837,987	
4 補助金等収入			
補助金等収入	33,583,642	33,583,642	
5 負担金収入			
負担金収入	1,500,000		
協賛金収入	380,000		
寄付金収入	40,000	1,920,000	
6 寄付金収入			
7 雑収入			
受取利息	951		
受取配当金	2,000		
雑収入	7,091,087	7,094,038	
経常収入合計			96,745,667
II 経常支出の部			
1 事業費			
給料手当	20,510,736		
福利厚生費	1,168,924		
広告料	398,152		
旅費交通費	53,720		
通信運搬費	936,422		
消耗什器備品費	128,700		
消耗品費	2,385,590		
修繕費	1,016,630		
印刷製本費	859,732		
燃料費	2,071,151		
光熱水料費	8,577,727		
賃借料	778,936		
保険料	270,330		
諸謝金	40,000		
租税公課	16,200		
負担金	25,368,270		
設営費	369,575		
委託費	9,540,890		
仕入	425,341		
車両費	3,055,651		
会議費	30,600		
雑費	98,201	78,101,478	
2 管理費			
給料手当	11,957,228		
福利厚生費	1,755,658		
広告料	19,800		
旅費交通費	71,020		
会議費	80,943		
通信運搬費	577,301		
消耗什器備品費	100,900		

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )		
需要費	920,112		
車輛費	1,349,467		
印刷製本費	152,900		
燃料費	82,334		
賃借料	209,616		
報酬	574,200		
租税公課	1,944,548		
負担金	307,072		
支払利息	253,170		
減価償却費	315,908		
雑費	90,359	20,762,536	
經常支出合計			98,864,014
經常収支差額			△ 2,118,347

令和 3 年度 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位 : 円)		科 目	金額 (単位 : 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	10,865,908		未払金	3,977,246	
商品	2,048,711		預り金	466,019	
未収会費	280,000		源泉税預り金	144,110	
未収金	4,310,306		住民税預り金	37,200	
流動資産合計		17,504,925	仮受金	3,300	
			短期借入金	10,000,000	
2 固定資産			流動負債合計		14,627,875
構築物	1,155,026				
什器備品	67,893		2 固定負債		
一括償却資産	68,934		出資金繰入	50,000	
出資金	3,050,000		固定負債合計		50,000
固定資産合計		4,341,853	負債合計		14,677,875
			III 正味財産の部		
			前期正味財産額	7,861,552	
			当期正味財産増加額	△ 692,649	
			正味財産合計		7,168,903
資産合計		21,846,778	負債及び正味財産合計		21,846,778

令和 3 年度 収支計算書

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
2 会費収入		
正会員会費収入	3,525,000	3,525,000
3 事業収入		
事業収入	11,461,170	
販売売上	912,863	
維持管理収入	11,596,960	
受託収入	23,223,631	
その他事業収入	15,019,636	62,214,260
4 補助金等収入		
補助金等収入	26,979,200	26,979,200
5 負担金収入		
負担金収入	617,500	617,500
6 寄付金収入		
7 雑収入		
受取利息	176	
受取配当金	2,000	
雑収入	7,763,579	7,765,755
経常収入合計		101,101,715
II 経常支出の部		
1 事業費		
給料手当	21,343,532	
福利厚生費	884,496	
広告料	1,025,848	
旅費交通費	40,800	
通信運搬費	848,807	
消耗什器備品費	129,250	
消耗品費	2,120,386	
修繕費	1,500,915	
印刷製本費	868,709	
燃料費	2,736,953	
光熱水料費	8,483,529	
賃借料	893,958	
保険料	411,660	
諸謝金	90,000	
負担金	25,748,250	
設営費	754,710	
委託費	9,029,107	
仕入	509,241	
車輛費	3,469,187	
会議費	128,000	
雑費	93,804	81,111,142
2 管理費		
給料手当	12,631,173	
福利厚生費	2,292,770	
広告料	52,800	
旅費交通費	19,160	
会議費	30,384	
通信運搬費	657,932	
消耗什器備品費	61,600	
需要費	601,646	
車輛費	958,442	
印刷製本費	154,000	

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 ( 単 位 : 円 )		
燃料費	88,172		
賃借料	209,616		
報酬	574,200		
租税公課	1,533,432		
負担金	234,072		
支払利息	184,746		
減価償却費	315,907		
雑費	83,170	20,683,222	
経常支出合計			101,794,364
経常収支差額			△ 692,649

## 道の駅うとろ・シリエトク管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 会長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 7 条の規定に基づき、道の駅うとろ・シリエトク管理業務（以下「管理業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、道の駅うとろ・シリエトク（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 38 号。以下「施設条例」という。）第 5 条の第 1 号から第 3 号の規定に基づき、別表 1 のとおりとする。

（事業計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「管理業務の計画書」のとおりとする。

（管理料金）

第 4 条 道の駅において、委託者の使用許可を受けて食堂及び売店等を行うものが負担する管理費用（以下「管理料金」という。）は、受託者の収入とする。

（指定管理料）

第 5 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

令和 6 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

令和 7 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

なお、税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

2 委託者は、指定管理料を年 2 回払いとし、4 月と 9 月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。

3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

（事業報告）

第 6 条 受託者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

- ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
- イ 前年度の管理に係る収支決算書
- ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
- エ その他委託者が必要と認める書類

（指定の取り消し及び管理業務の停止）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
  - (3) 施設条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
  - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
  - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
  - (8) 管理業務が行われなとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（工事及び修繕）

第8条 道の駅において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
  - ア 施設の設置そのものに関わるもの
  - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
  - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
  - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
  - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
  - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
  - ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表2のとおりとする。

2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。

3 受託者は、第6条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、道の駅の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

(1) 金銭出納簿その他の経理書類

(2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類

(3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 道の駅の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地  
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町本町29番地8  
特定非営利活動法人  
知床斜里町観光協会  
会長 野尻 勝規

別表1（第2条関係）

管理業務の内容

施設名	管理業務の内容
道の駅うとろ・シリエトク	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備の管理運営に関する事。</li> <li>2. 施設及び施設敷地内の清掃・除雪に関する事。</li> <li>3. 備品等の利用及び管理に関する事。</li> <li>4. 情報コーナーの情報端末機及び展示パネル等の維持管理に関する事。</li> <li>5. 地域情報の提供に関する事。</li> <li>6. テナント管理料金の請求、収納事務及び施設管理に係る物品等の購入・支払いに関する事。</li> <li>7. 毎月の利用状況の報告に関する事。</li> <li>8. 道の駅トイレの清掃管理に関する事。</li> <li>9. 利用者の事故等緊急の対応に関する事。</li> <li>10. その他町長が必要と認める業務に関する事。</li> </ol>

別表2（第9条関係）

備品台帳

（記載省略）

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	道の駅うとろ・シリエトク	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ西186番地8</p> <p>【目的】知床を訪れる観光客等への、快適な休憩機能と地域情報の提供、特産品販売等による産業振興、及び地域活性化</p> <p>【構造】木造平屋建</p> <p>【運営方針】上記目的を達成するために、施設及び情報提供の適正な維持管理運営に努め、産業振興及び地域活性化を図る。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備の適正な維持管理に関すること</li> <li>2. 地域情報や観光情報の適正な提供に関すること</li> <li>3. 施設の安全対策、及び事故・苦情処理に関すること</li> <li>4. その他必要と認めること</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員 体制  15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の 管理運営に関する 業務  20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	4	
3	サービス向上への 取り組み状況  25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	5	5	道の駅情報部門1位
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	4	4	
		利用者に対するの満足度調査を行ったか	3	3	利用者からの要望・質問は整理している。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑期の駐車場の対応</li> <li>・キャンピングカー等の宿泊者の対応及びその人達のゴミやトイレ利用の在り方</li> <li>・正月営業の検討</li> <li>・釣り人の長期滞在、駐車</li> </ul>			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も利用者の利便性を図っていく。</li> <li>・観光案内所との連動性を活かし、情報発信を強化する。</li> <li>・施設管理については、関係機関、テナントと連携をとりながら運営していく。</li> </ul>			
自己総合評価 (100点満点) = 87点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 86点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適度な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	道の駅うとろ・シリエトク	
指定管理者	名称	特定非営利法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ西186番地8</p> <p>【目的】知床を訪れる観光客等への、快適な休憩機能と地域情報の提供、特産品販売等による産業振興、及び地域活性化</p> <p>【構造】木造平屋建て</p> <p>【運営方針】上記目的を達成するために、施設及び情報提供の適正な維持管理運営に努め、産業振興及び地域活性化を図る。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備の適正な維持管理に関すること</li> <li>2. 地域情報や観光情報の適正な提供に関すること</li> <li>3. 施設の安全対策、及び事故・苦情処理に関すること</li> <li>4. その他必要と認めること</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制  15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務  20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	4	
3	サービス向上への取り組み状況  25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	5	5	道の駅情報部門1位
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	4	4	
		利用者に対する満足度調査を行ったか	3	3	利用者からの要望・質問は整理している。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	

		るか			
	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンピングカー等の宿泊者の対応及びその人達のゴミやトイレ利用の在り方</li> <li>・釣り人の長期滞在、駐車</li> </ul>			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も利用者の利便性を図っていく。</li> <li>・観光案内所との連動性を活かし、情報発信を強化する。</li> <li>・施設管理については、関係機関、テナントと連携をとりながら運営していく。</li> </ul>			
自己総合評価 (100点満点) = 87点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 86点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適的な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)



# 公の施設に係る指定管理者の指定議案

## 説 明 資 料

### 1. ウトロ温泉夕陽台の湯

①ウトロ温泉夕陽台の湯の指定管理者の指定経過	・・・P	1
②指定申請書	・・・P	2
・管理業務の計画書		
・収支計画書		
・資格関係書類（登記簿謄本、団体の定款等）	（省略）	
③管理業務協定書（案）	・・・P	6
④参考資料（管理運営評価シート）	・・・P	10

## ウトロ温泉夕陽台の湯の指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 6名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・温泉施設の管理が重要な業務であり、地域住民はもとより、観光客、特にキャンプ場利用者への入浴サービス提供施設として各種観光施設との連携が求められること、供用期間が限定された施設であること、及び、従来から適切な管理を行っている。</li><li>・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。</li></ul> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。</li></ul> <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月7日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>



令和4年11月7日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住 所 斜里町本町29番地8

団 体 名 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

代表者名 会 長 野尻 勝規

## 指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	ウトロ温泉夕陽台の湯
施設の所在地	斜里町ウトロ東429番地
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画書（管理業務の計画書、管理に係る収支計画書）</li><li>・ 経営状況報告書（令和1年度、2年度、3年度の貸借対照表、令和4年度の収支予算書）</li><li>・ 登記簿謄本</li><li>・ 定款</li></ul>
担当責任者	事務局長 新村 武志
連 絡 先	電話番号 0152-22-2125      FAX 番号 0152-23-6226
そ の 他	

# 管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年11月7日

## 1. 施設の管理に係る基本方針

申請者	所在地	北海道斜里郡斜里町本町29番地8				
	(フリガナ)	トクテイエイリカツトウホクジンソシトコシヤリチヨウカンコウキョウカイ				
	商号又は名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会				
	(フリガナ)	カチヨウ ノジリカツノリ				
	代表者の職氏名	会 長	野尻勝規			
	郵便番号	099-4113	電話番号	0152-22-2125	FAX 番号	0152-23-6226
管理実績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東 429 番地	施設清掃管理 料金徴収等	令和2年5月開始 令和4年11月終了		
	ウトロ国設野営場	斜里郡斜里町ウトロ東	施設清掃管理 料金徴収等	令和4年 6月開始 令和4年 9月終了		
管理運営の基本方針	<p>魅力ある温泉施設として利用されるためには、どのような運営をされますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係条例、規定を遵守し利用者等の信頼を得るよう努めます。</li> <li>・ 効率的運営とサービス第一を主として利用者から愛される施設運営を行います。</li> <li>・ 地域住民及び観光客の憩いの場となるよう施設の適正運営に努めます。</li> <li>・ 施設利用者の拡大を図るとともに、地域の活性化に努めます。</li> </ul>					
管理運営の職員体制	<p>ウトロ温泉夕陽台の湯 常勤職員2名及び代替職員2名で運営</p> <p>事務局長、事務局職員も現場に出向き、施設等問題点があれば速やかに対処し円滑な業務を図ります。</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法（時期・回数）
施設清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は毎日清掃し、良好な環境を維持します。</li> <li>・ 屋外の施設周辺も毎日清掃し環境整備に努めます。</li> <li>・ 循環装置、濾過装置等は毎年度開始前に洗浄を行い、常に清潔な状態を保ちます。</li> </ul>	通年 通年 年1回
事故・苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光協会が責任を持って処理し、経過等について随時報告します。</li> </ul>	通年
施設及び、設備の点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設備、機械の点検を励行し、適正な管理を行います。</li> <li>・ 必要な設備、機械に関しては専門業者と保守契約を締結し、維持管理に努めます。</li> </ul>	通年 通年
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1回、実績を集計し速やかに報告します。</li> </ul>	通年
営業方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は常に清潔な状態を保ち、訪れたお客様がリピーターになるようサービスの向上に努めます。</li> <li>・ 国設知床野営場、その他観光施設と連携して集客増を図ります。</li> </ul>	通年

ウトロ夕陽台の湯 指定管理に係る収支計画書

令和5年度～令和7年度

【収入】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 積算額	令和6年度 積算額	令和7年度 積算額	摘 要
指定管理料	4,547	4,547	4,547	
施設利用料	4,200	4,200	4,200	
販売売上	100	100	100	
合 計	8,847	8,847	8,847	

【支出】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 積算額	令和6年度 積算額	令和7年度 積算額	摘 要
賃金	3,060	3,060	3,060	
職員賃金	2,340	2,340	2,340	
臨時職員賃金	720	720	720	
共済費	357	357	357	
原材料仕入れ	80	80	80	
需用費	2,650	2,650	2,650	
消耗備品費	450	450	450	
印刷製本費				
修繕費	200	200	200	
燃料費	800	800	800	
光熱水費	1,200	1,200	1,200	
役務費	1,574	1,574	1,574	
通信費	32	32	32	
リース料	192	192	192	5年間
手数料、保守管理料	1,350	1,350	1,350	
使用料				
小 計	7,721	7,721	7,721	
共通経費(5%)	386	386	386	
入 湯 税	740	740	740	
合 計	8,847	8,847	8,847	

## ウトロ温泉夕陽台の湯管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 会長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年斜里町条例第22号。以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、ウトロ温泉夕陽台の湯（以下「夕陽台の湯」という。）の管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （指定期間）

第1条 受託者が管理を行う期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （管理業務）

第2条 受託者が行う管理業務の内容は、ウトロ温泉夕陽台の湯設置及び管理に関する条例（平成9年斜里町条例第27号）、（以下「施設条例」という。）の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 夕陽台の湯の利用の許可に関する業務
- (2) 夕陽台の湯の施設及び設備の維持に関する業務
- (3) 夕陽台の湯の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) その他夕陽台の湯の管理運営に関する業務で町長が必要と認める業務

### （事業計画）

第3条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「事業計画書」のとおりとする。

### （利用料金等）

第4条 夕陽台の湯の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、受託者の収入とする。

- 2 利用料金の額は、施設条例に定める金額の範囲内において、受託者が委託者の承認を受けて定める。
- 3 受託者は、前2項に定めるほか、あらかじめ委託者の承認を得て、施設の維持及び管理に係る経費の一部を徴収することができる。
- 4 受託者は、斜里町町税条例に規定する入湯税を毎月納入するものとする。

### （指定管理料）

第5条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、他から求められる収入及び利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として次の金額を支払うものとする。

令和5年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

令和6年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

令和7年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

- 2 委託者は、指定管理料を年2回払いとし、4月と9月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

### （事業報告）

第6条 受託者は、毎年5月31日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

- ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
- イ 前年度の管理に係る収支決算書
- ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
- エ その他委託者が必要と認める書類

（指定の取り消し及び管理業務の停止）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
  - (3) 施設条例若しくはこれらの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
  - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
  - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
  - (8) 管理業務が行われないうとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（工事及び修繕）

第8条 夕陽台の湯において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
  - ア 施設の設置そのものに関わるもの
  - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
  - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
  - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
  - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
  - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
  - ウ 操作ミス等の過失によるもの

（備品の管理）

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第5条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、夕陽台の湯の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 夕陽台の湯の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年6月27日条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地  
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町本町29番地8  
特定非営利活動法人  
知床斜里町観光協会  
会長 野尻 勝規

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	ウトロ温泉夕陽台の湯	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ東429番地</p> <p>【目的】温泉を備えた入浴施設を適正に維持管理し、観光客や地域住民の健康の増進を図る。</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート</p> <p>【運営方針】管理費の節減と集客による収入確保を図り、サービスの向上並びに適正かつ効率的な施設管理運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備の管理に関すること</li> <li>2. 利用許可及び利用料金の徴収業務に関すること</li> <li>3. 施設の安全対策に関すること</li> <li>4. その他必要と認めること</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	道の駅・キャンプ場との連携
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	4	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	4	4	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	・開業して20年以上が経過しているので、施設全般の点検、機器の更新が必要			
10	今後の管理方針	・経費削減も限界があるが、無駄のない経営を行っていく。 ・公共温泉施設としてキャンパーや地域住民にも愛される施設を目指す。			
自己総合評価 (100点満点) = 90点			自己評価区分 = S		
所管課総合評価 (100点満点) = 88点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	ウトロ温泉夕陽台の湯	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ東429番地</p> <p>【目的】温泉を備えた入浴施設を適正に維持管理し、観光客や地域住民の健康の増進を図る。</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート</p> <p>【運営方針】管理費の節減と集客による収入確保を図り、サービスの向上並びに適正かつ効率的な施設管理運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備の管理に関する事</li> <li>2. 利用許可及び利用料金の徴収業務に関する事</li> <li>3. 施設の安全対策に関する事</li> <li>4. その他必要と認める事</li> </ol>	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	道の駅・キャンプ場との連携
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	4	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	4	4	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	・開業して20年以上が経過しているので、施設全体の点検、機器の更新が必要。			
10	今後の管理方針	・経費削減も限界があるが、無駄のない経営を行っていく。 ・公共温泉施設としてキャンパーや地域住民にも愛される施設を目指す。			
自己総合評価 (100点満点) = 90点			自己評価区分 = S		
所管課総合評価 (100点満点) = 88点			所管課評価区分 = A		

#### ■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

#### 評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。  
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。  
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要  
である。  
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講  
じるべきである。  
(60点以下)

## 斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、最近の物価変動に鑑み、選挙運動用自動車、同ビラ、ポスター作成等の国政選挙執行経費基準が見直されたことに伴い、本条例の改正を行う。

### 2 改正する条例

斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(令和3年条例第20号)

### 3 改正内容

#### 1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額に関する使用料及び燃料代限度額の改正

- ・第4条第1項第2号ア中

選挙運動用自動車の借入れ契約である場合の1日の使用料限度額

「15,800円」→「16,100円」に改める

- ・同号イ中

選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約である場合の選挙運動日数に乗じる  
燃料代限度額

「7,560円」→「7,700円」に改める

#### 2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額に関する作成単価限度額の改正

- ・第8条第1項中

選挙用ビラ1枚当たりの作成単価限度額

「7円51銭」→「7円73銭」に改める

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」にイ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める

第 8 条第 1 項中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 2

斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条～第 3 条 省略 第 4 条第 1 項第 1 号 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,800 円</u> を超える場合には、<u>15,800 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560 円</u> に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略 第 4 条第 1 項第 1 号 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>16,100 円</u> を超える場合には、<u>16,100 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700 円</u> に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>

## 資料 2

第 4 条第 1 項第 2 号のウ 省略

第 5 条～第 7 条 省略

第 8 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円 5 1 銭 を超える場合には、7 円 5 1 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第 9 条～第 12 条 省略

第 4 条第 1 項第 2 号のウ 省略

第 5 条～第 7 条 省略

第 8 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円 7 3 銭 を超える場合には、7 円 7 3 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第 9 条～第 12 条 省略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について  
 斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
 条例について  
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
 について  
 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

## 1 改正理由

平成 30 年 8 月に人事院が国会及び内閣に対して行った意見の申出に基づいて令和 3 年 6 月に成立した「国家公務員法等の一部を改正する法律」を踏まえ、地方公務員法も改正されたことにより定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げることとなったため。

## 2 改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 8 号）

職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）

斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 6 号）

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年条例第 7 号）

職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 21 号）

## 3 改正内容

### ①定年の段階的引き上げ

職員の定年を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げを行う。

現行	令和 5 年・ 6 年度	令和 7 年・ 8 年度	令和 9 年・ 10 年度	令和 11 年・ 12 年度	令和 13 年 度以降
60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

※医師の定年については 70 歳とする。

### ②管理監督職勤務上限年齢制の導入

定年引き上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（以下、「役職定年制」）を導入する。

○管理監督職勤務上限年齢に達しているものは、従来の定年に達した日から最初の 4 月 1 日までの期間に管理監督職以外の職等へ降任させる。

○管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象の職とし、管理監督職勤務上限年齢は従来の定年とする。

### ③給与に関する措置

○当分の間、現行定年に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、その者が受ける給料月額の 7 割に設定する。

※「7割水準」とする手当（俸給月額等に連動した額とする手当）

・地域手当、特地勤務手当、時間外手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当

「7割水準」としない手当

・扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当

○従来の定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職したものの退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

○給料改定以外の理由として給料月額が下がる場合に、減額前の給料月額と勤続期間、減額後の給料月額と減額後退職日までの勤務期間に応じ退職手当の計算を行う（ピーク時特例）を導入する。

### ④暫定再任用制度・定年前再任用短時間勤務制度の導入

現行の再任用制度を廃止し、定年引き上げ期間中も 65 歳までの継続雇用を行うための制度を措置し、従来の定年に達した職員に働き方の選択肢を与える。

○暫定再任用制度

既存の再任用職員や定年退職を経た職員を 65 歳まで任用する制度として暫定再任用制度を導入する。

○定年前再任用短時間勤務制度

60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入する。

### ⑤情報提供・意思確認

当分の間、職員が従来の定年に達する日の前年度に、従来の定年に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、従来の定年退職日以後の勤務の意思確認に努める。

## 4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

斜里町長 馬 場 隆

職員の定年等に関する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

## 附則

第 1 条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の前に次の章名を付する。

### 第 1 章 総則

第 1 条の次に次の章名を付する。

### 第 2 章 定年制度

第 3 条中「職員の定年は、年齢 60 歳とする」を「職員の定年は、年齢 65 年」に改め、「医師の定年は、年齢 65 歳とする」を「医師の定年は、年齢 70 年とする」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき。」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき。」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著

しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき。」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)第12条の2に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任

等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があ

るため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、従前の勤務実績その他の

規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

- 第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 第2条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項にお

いて同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第8号。以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員

(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和

3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）

第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第1

2 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第2条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 11 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢)

第 12 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

## 資料 3

職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>60 歳</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢 <u>65 歳</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2 第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>65 年</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢 <u>70 年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させること</u></p>

### 資料 3

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

について任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げるの事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同

## 資料 3

5 省略  
第 5 条 省略

意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 省略

第 5 条 省略

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）第 12 条の 2 に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任等を行うにあたって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を順守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職の

### 資料 3

うちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をするこ  
と。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた  
管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する  
管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」とい  
う。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従  
った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる  
場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と  
同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に  
属する職に、降任等をするこ。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の  
制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める  
職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が  
占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督  
職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月  
1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を  
超えない期間内(定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)  
で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、  
当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるた  
め、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充す  
ることができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、  
当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することがで  
きず公務の運営に著しい支障が生ずること

### 資料 3

(3) 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 4 項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別な事情がある管理監督職)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害を生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督

### 資料 3

職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第 2 項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前 3 項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第 10 条 任命権者は、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により、異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績に

### 資料 3

基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書きの規定を準用する。

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(定年に関する経過措置)

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

する。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の

### 資料 3

法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則 （施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

#### （情報の提供及び勤務の意思の確認）

第 2 条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年

### 資料 3

度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（勤務延長に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）

前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部

### 資料 3

を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 4 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和 3 年改正法に

### 資料 3

よる改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 6 号において同じ。）をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超

### 資料 3

えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。

### 資料 3

以下同じ。)に係る旧条約定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条令第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条約定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情

## 資料 3

報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤

## 資料 3

### 務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。  
(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 10 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 11 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相

### 資料 3

当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。  
（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）  
第 12 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

議案第 56 号

斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 資料 3

斜里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>第 1 号～第 8 号 省略</p> <p>第 4 条～第 8 条 省略</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>第 1 号～第 8 号 省略</p> <p>第 4 条～第 8 条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

議案第 57 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項、第 2 項、第 12 条及び第 19 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて

### 資料 3

適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間等勤務条件に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

## 資料 3

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条 第 1 項～第 2 項 省略</p> <p>3 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>第 4 項～第 5 項 省略</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務時間の割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごと</p>	<p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条 第 1 項～第 2 項 省略</p> <p>3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>第 4 項～第 5 項 省略</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務時間の割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1 週</p>

## 資料 3

の期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3項 省略

第4条～第11条 省略

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとに20日間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。ただし、新規採用職員については、次の区分に応じた日数とする。

採用月	休暇日数	採用月	休暇日数	採用月	休暇日数
2月	18日間	6月	11日間	10月	5日間
3月	16"	7月	10"	11月	3"
4月	15"	8月	8"	12月	1"
5月	14"	9月	6"		

第2項～第3項 省略

第13条～第18条 省略

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3項 省略

第4条～第11条 省略

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとに20日間(育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。ただし、新規採用職員については、次の区分に応じた日数とする。

採用月	休暇日数	採用月	休暇日数	採用月	休暇日数
2月	18日間	6月	11日間	10月	5日間
3月	16"	7月	10"	11月	3"
4月	15"	8月	8"	12月	1"
5月	14"	9月	6"		

第2項～第3項 省略

第13条～第18条 省略

第19条 非常勤職員(定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 資料 3

(経過措置)

第 2 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間等勤務条件に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第 58 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「(地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により採用されている職員を除く。)」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

### 資料 3

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条第 1 項 省略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件附採用になっている職員</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 8 号)第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号若しくは職員の分限、懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 7 年条例第 3 号)第 2 条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 35 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条第 1 項 省略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 1 項に規定する条件附採用になっている職員</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 8 号)第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号若しくは職員の分限、懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 7 年条例第 3 号)第 2 条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 35 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p>

### 資料 3

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、地方公務員法の一部を  
改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する  
暫定再任用職員には適用しない。

議案第59号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

## 職員の給与に関する条例

職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 3 条第 4 項を次のように改める。

4 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 3 条第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 3 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 11 条第 1 項から第 4 項までの規定中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 16 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 18 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 1 項中「勤勉手当基準日」を「この項から第 4 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。」に改め、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 23 条第 1 項中「その者」を「当該職員」に改め、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 27 条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 28 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 21 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を

生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員

(4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員で

あって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第1

### 資料 3

9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「ア） 行政職給料表

再任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

」に改め、「ウ） 医療職給料表（二）

再任用	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

」に改め、「エ） 医療職給料表（三）

再任用	235,100	255,400	262,600	274,600	289,700	315,100
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	235,100	255,400	262,600	274,600	289,700	315,100

」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 新給与条例第15条から第17条の2まで、第24条の2の規定は暫定再任用職員には適用しない。

7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## 資料 3

職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条～第 2 条 省略            第 3 条 第 1 項～第 2 項 省略</p> <p>3 職員の育児休業等に関する条例第 1 条の規定により育児短時間勤務の承認を受けて短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>その者が当該短時間勤務をしないとした場合に受けるべき給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第 2 条第 2 項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)</u>を乗じて得た額とする。</p> <p><u>4 職員の再任用に関する条例第 1 条の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される第 1 項に規定する別表第 1 の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>5 職員の再任用に関する条例第 1 条に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>その者に適用される</u></p>	<p>第 1 条 省略            第 3 条 第 1 項～第 2 項 省略</p> <p>3 職員の育児休業等に関する条例第 1 条の規定により育児短時間勤務の承認を受けて短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該職員が当該短時間勤務をしないとした場合に受けるべき給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第 2 条第 2 項の規定により定められた<u>当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)</u>を乗じて得た額とする</p> <p><u>4 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額</u><u>に、勤務時間等条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該職員に適用される給料表の定年前再任用短期間勤務職員の部に掲げる給料月額のうち</u></p>

## 資料 3

給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条 第 1 項～第 3 項 省略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間におけるその者の人事評価の結果に基づくその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

第 4 項～第 9 項 省略

第 5 条～第 10 条 省略

第 11 条 正規の勤務時間を超えて、勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、第 1 号の勤務については 100 分の 125、第 2 号の勤務については 100 分の 135(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、第 1 号の勤務については 100 分の 125」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時

ち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条 第 1 項～第 3 項 省略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における当該職員の人事評価の結果に基づく当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

第 4 項～第 9 項 省略

第 5 条～第 10 条 省略

第 11 条 正規の勤務時間を超えて、勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、第 1 号の勤務については 100 分の 125、第 2 号の勤務については 100 分の 135(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、第 1 号の勤務については 100 分の 125」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務(勤務時間条例第 3 条第 1 項、同条第 3 項、第 4 条の

## 資料 3

間を超えて勤務(勤務時間条例第 3 条第 1 項、同条第 3 項、第 4 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項に規定する条例で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第 5 項 省略

第 12 条～第 15 条 省略

第 16 条 第 1 項 省略

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始につ

規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項に規定する条例で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第 5 項 省略

第 12 条～第 15 条 省略

第 16 条 第 1 項 省略

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該職員が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日

## 資料 3

いては、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

第3項～第4項 省略

第17条 省略

第18条 第1項 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

第4項～第5項 省略

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現

から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

第3項～第4項 省略

第17条 省略

第18条 第1項 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

第4項～第5項 省略

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第4項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算

### 資料 3

在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額。

第3項～第4項 省略

第20条～第22条 省略

第23条 前条第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、その

者の1箇月に要する運賃の額(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務

職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1ヶ月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額。以下、次項、第3項において同

じ。)を支給する。ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

第2項～第5項 省略

第24条～第26条 省略

第27条 第15条から第17条の2まで、第24条の2の規定は、再任用職

員には適用しない。

第28条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の給与については、第2条から前条までの規定にかかわ

らず、予算の範囲内において町長が別に定める。

第29条 省略

した額に、100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員

当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額。

第3項～第4項 省略

第20条～第22条 省略

第23条 前条第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、当該

員の1箇月に要する運賃の額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短

時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1ヶ月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額。以下、次項、第3項に

おいて同じ。)を支給する。ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

第2項～第5項 省略

第24条～第26条 省略

第27条 第15条から第17条の2まで、第24条の2の規定は、定

年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第28条 非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の給与については、第2条から前条までの規定にか

かわらず、予算の範囲内において町長が別に定める。

第29条 省略

附則に次の7項を加える。

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後に

おける最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項

### 資料 3

の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員で

あって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

## 資料 3

別表第 1（条例第 3 条第 1 項関係）

ア) 行政職給料表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 19 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 21 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第 21 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 19 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第 19 項から前項までに定めるもののほか、附則第 19 項の規定  
による給料月額、附則第 21 項の規定による給料その他附則第 19 項  
から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1（条例第 3 条第 1 項関係）

ア) 行政職給料表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

### 資料 3

125		304,200				
再任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

イ) 医療職給料表(一) 省略  
ウ) 医療職給料表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						
113			333,600			
再任用	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

(略)						
125		304,200				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

イ) 医療職給料表(一) 省略  
ウ) 医療職給料表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						
113			333,600			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

### 資料 3

エ) 医療職給料表(三)						
級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						
169	310,600					
再任用	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

エ) 医療職給料表(三)						
級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						
169	310,600					
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額 235,100	基準 給料月額 255,400	基準 給料月額 262,600	基準 給料月額 272,800	基準 給料月額 289,100	基準 給料月額 326,200

附 則  
(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 19 項から第 25 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 3 条 改正法附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員(以下「暫

### 資料 3

定再任用職員」という。) (改正法による改正後の地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 (以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。) を除く。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 3 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条第 3 項の規定を適用する。

5 新給与条例第 19 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合

における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号) 附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員 (次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

### 資料 3

6 新給与条例第 15 条から第 17 条の 2 まで、第 24 条の 2 の規定は  
暫定再

任用職員には適用しない。

7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要  
な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経  
過

措置は、規則で定める。

議案第 60 号

職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

このことについて、下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

職員の再任用に関する条例を廃止する条例

職員の再任用に関する条例を廃止する条例（平成 1 3 年条例第 2 1 号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

令和 4 年 6 月 17 日に、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に関して、人事院規則及び人事院運用通知が公布され、令和 4 年 10 月 1 日より施行されていることから、国公に準拠するため、関係条項の改正の必要が生じたため。

### 2 改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）

### 3 改正内容

#### ①育児休業の取得回数制限の緩和

- (1) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
- (2) 育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置については、規則で定める。

#### ②非常勤職員の育児休業取得要件の整備

- (1) 非常勤の職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得に際し、対象期間の上限を 1 歳 6 か月到達日とする要件、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 2 歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- (3) 非常勤職員の子が 1 歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。
- (4) 非常勤職員の子が 1 歳以上の期間における育児休業の請求期限について子の 1 歳到達日又は 1 歳 6 か月到達日以前までに請求する場合の短縮を規則で定める。

#### ③職員の定年延長等に関する条例改正に関する規定の整備

条文中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正する。

### 4 施行期日

- ①育児休業の取得回数制限の緩和の改正—公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。
- ②非常勤職員の育児休業取得要件の整備—公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。
- ③職員の定年延長等に関する条例改正に関する規定の整備—令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

## 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（3）常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア）その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 2 の 3 に規定する場合に該当する場合にあつては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 2 条の 2 の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1）次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が 1 歳に達する日（以下この条において「1 歳到達日」という。）

（2）非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、当該非常勤職員が養育する子に係る 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業しようとする場合（当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前であ

る場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日(当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子に係る1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子に係る1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日(当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれかにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日において

育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子に係る 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で別に定める場合に該当する場合

第 3 条第 5 号中、「(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)」を削り、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合又は第 2 条の 2 の 3 に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第 1 1 条第 6 号中、「(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)」を削る。

第 1 8 条第 1 項中、「育児短時間勤務又は育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、次の 2 号を加える。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職

員以外の非常勤職員(地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職

を占める職員(「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

第 1 9 条第 1 項中、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位と

して行うものとする。」を「正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等

を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。」

に改める。

第 1 9 条第 2 項中、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 5 条の 2 の規定に

よる介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認」に改め、次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

第19条の2 前条の規定による部分休業の承認のほか、任命権者は、部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合について勤務しないことを承認することができる。

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

- (1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

3 第1項の規定による承認は、規定で定めるところにより、職員の子を養育するために必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

4 部分休業又は介護時間等の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項の規定による承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該介護時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第20条第1項中、「を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額して支給する。」を「又は前条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額して支給する。」に改め、次の1項を追加する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、斜里町会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例(令和元年第 25 号)第 2 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 9 条及び 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

第 21 条中、「第 14 条の規定は、部分休業について準用する。」を「第 5 条及び第 14 条の規定は、部分休業について準用する。」に改める。

第 21 条の次に次の 3 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 22 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 23 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 条 育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例(以下定年条例という。)第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 10 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(2) 定年条例第 2 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
第 18 条第 1 項第 2 号中、「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項」を「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項」、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 19 条第 1 項中、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 19 条の 2 第 2 項第 1 号中、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料 4

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条関係</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条 第 1 号～第 2 号 省略</p>	<p>第 1 条関係</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条 第 1 号～第 2 号 省略</p> <p><u>(3) 常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>  <u>であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 2 の 3 に規定する場合に該当する場合にあつては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第 2 条の 2 省略</p>

## 資料 4

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 2 の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が 1 歳に達する日(以下この条において「1 歳到達日」という。)

(2) 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が、当該非常勤職員が養育する子に係る 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業しようとする場合(当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が 1 歳 2 か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子に係る 1 歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る 1 歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日(当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子に係る 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期

## 資料 4

の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る 1 歳 6 か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る 1 歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る 1 歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子に係る 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)  
第 2 条の 2 の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該子に係る 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれかにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子に係る 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で別に定める場合に該当する場合

## 資料 4

第 2 条の 3 省略

第 3 条 第 1 号～第 4 号 省略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 箇月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第 6 号 省略

第 4 条～第 10 条 省略

第 11 条 第 1 号～第 5 号 省略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 箇月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第 7 号 省略

第 12 条～第 17 条 省略

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第 2 条の 3 省略

第 3 条 第 1 号～第 4 号 省略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 箇月以上の期間を経過したこと。

第 6 号 省略

(7) 第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合又は第 2 条の 2 の 3 に規定する

場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第 4 条～第 10 条 省略

第 11 条 第 1 号～第 5 号 省略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 箇月以上の期間を経過したこと。

第 7 号 省略

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定

## 資料 4

第 19 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに おいて、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条第 1 項の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

第 19 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりに おいて、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条第 1 項の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)) の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内 で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内) で行うものとする。

第 19 条の 2 前条の規定による部分休業の承認のほか、任命権者は、部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するために 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合について勤務しないことを承認す

## 資料 4

第 20 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料額を減額して支給する。

第 21 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。

ることができる。

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

3 第 1 項の規定による承認は、規定で定めるところにより、職員の子を養育するために必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

4 部分休業又は介護時間等の承認を受けて勤務しない職員に対する第 1 項の規定による承認については、1 日につき 2 時間から当該部分休業又は当該介護時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 20 条 職員が部分休業の承認又は前条第 1 項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料額を減額して支給する。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年第 25 号)第 2 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 9 条及び 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

第 21 条 第 5 条及び第 14 条の規定は、部分休業について準用する。(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 22 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなけ

## 資料 4

第 2 条関係

第 1 条 省略

第 2 条 第 1 号～第 3 号 省略

第 2 条の 2～第 2 条の 3 省略

第 3 条～第 9 条 省略

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第 1 号 省略

第 3 号 省略

第 11 条～第 17 条 省略

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第 1 号 省略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1

ればならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 23 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 条関係

第 1 条 省略

第 2 条 第 1 号～第 3 号 省略

(4) 職員の定年等に関する条例(以下定年条例という。)第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 2 条の 2～第 2 条の 3 省略

第 3 条～第 9 条 省略

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第 1 号 省略

(2) 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 3 号 省略

第 11 条～第 17 条 省略

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第 1 号 省略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1

## 資料 4

項に規定する短時間勤務の職を占める職員(「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

第 19 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

第 2 項～第 3 項 省略

第 19 条の 2 第 1 項 省略

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

第 20 条～第 23 条 省略

項に規定する短時間勤務の職を占める職員(「定年前提任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

第 19 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前提任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて、30 分を単位として行うものとする。

第 2 項～第 3 項 省略

第 19 条の 2 第 1 項 省略

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

(1) 非常勤職員(定年前提任用短時間勤務職員等を除く。)

第 20 条～第 23 条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 10 月から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

- 1) 個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を追加するため、当該条例の所要の改正を行うものである。

### 2 改正する条例

斜里町印鑑条例（平成7年条例第8号）

### 3 主な改正内容

個人番号カードにより、印鑑登録証明書を交付することを加える。

### 4 施行期日

令和5年3月6日から施行する。

議案第 6 2 号

斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町印鑑条例の一部を改正する条例

斜里町印鑑条例（平成 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 7 条から第 2 0 条を 1 条ずつ繰り下げ、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

## 資料 5

斜里町印鑑条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p><u>第 16 条 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>
<p>(閲覧の禁止)</p> <p>第 16 条 省略</p> <p>(質問及び調査)</p> <p>第 17 条 省略</p> <p>(準用)</p> <p>第 18 条 省略</p>	<p>(閲覧の禁止)</p> <p><u>第 17 条 省略</u></p> <p>(質問及び調査)</p> <p><u>第 18 条 省略</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第 19 条 省略</u></p>

## 資料 5

(斜里町行政手続条例の適用除外)

第 19 条 省略

(委任)

第 20 条 省略

(斜里町行政手続条例の適用除外)

第 20 条 省略

(委任)

第 21 条 省略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

## 斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

令和 4 年 3 月 3 1 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令による法令改正では、過疎地域の課税免除を定める本条例中で引用されている租税特別措置法及び同法施行令の規定に項ずれが生じており、本条例を改正する必要があるため。

### 2 改正する条例

斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

### 3 主な改正内容

第 2 条中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 4 項」に、「第 4 5 条第 2 項」を「第 4 5 条第 3 項」に、「第 2 8 条の 9 第 1 0 項」を「第 2 8 条の 9 第 1 0 項第 1 号」に改める。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 6 3 号

斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正  
する条例

斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年条例  
第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 4 項」に、「第 4 5 条第 2 項」を  
「第 4 5 条第 3 項」に、「第 2 8 条の 9 第 1 0 項」を「第 2 8 条の 9 第 1 0 項第  
1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 6

斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税免除)</p> <p>第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 28 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

資料6

## 斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

現在、高齢者生活福祉センターの利用料は、利用者又は利用者家族が総合保健福祉センターに出向き、納入している。この利用料の収受を指定管理者の業務とすることにより、利用に伴うフローを減らし、利便性を高め、利用者が健やかに過ごす環境の構築に寄与する。

### 2 改正する条例

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）

### 3 改正内容

指定管理者が行う業務（第 4 条の 2）

指定管理者の業務に、「センター利用料の徴収に関する業務」を加える。

利用料（第 9 条）

利用料の「指定期日」及び「利用料を指定管理者の収入として収受させる」を定める。

### 4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

第 1 条 斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 1 3 年  
条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）センターの利用料の徴収に関する業務

第 2 条 第 9 条を次のように改める。

第 9 条 利用者は、指定管理者に利用料金を指定管理者が指定する日までに納入し  
なければならない。

2 利用料は、町長が別表に定める金額の範囲内において承認し、指定管理者の収  
入として收受させるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 7

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条の 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用料)</p> <p>第 9 条 <u>利用者は、町長が別表に定める利用料を指定する期限までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認める者に対し、町長は利用料を減免することができる。</u></p> <p>2 <u>利用に係る期間が 1 月に満たないときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条の 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>センターの利用料の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(利用料)</p> <p>第 9 条 <u>利用者は、指定管理者に利用料金を指定管理者が指定する日までに納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料は、町長が別表に定める金額の範囲内において承認し、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p>

資料8-1

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>10 地方交付税</b>	<b>74,425</b>	<b>2 総務費</b>	<b>106,250</b>
10-1-1 特別交付税追加	74,425	2-1-1 【庁舎維持管理事業費】	
		光熱水費追加	593
<b>15 道支出金</b>	<b>48,749</b>	2-1-6 【姉妹町友好都市推進事業費】	
15-1-1 養育医療給付事業負担金追加	81	弘前ねふた斜里保存会助成金更正	△ 2,600
15-2-1 自然環境整備交付金追加	12,182	2-1-7 【斜里町漁村センター管理運営事業費】	
〔知床五湖園地ろ過浄水施設更新事業分	12,182〕	光熱水費追加	475
地域づくり総合交付金追加	4,100	2-1-9 【財政管理事業費】	
〔100㎡運動ハウス展示・名札更新事業分	2,600〕	財務会計システム改修委託料	550
〔ホロボツ園地再整備基本計画策定分	1,500〕	2-1-10 【町営住宅管理事業費】	
15-2-2 地域づくり総合交付金	4,372	修繕料追加	2,889
〔ウトロデイサービスセンター機械浴整備事業分	4,372〕	2-1-11 【個人版ふるさと納税推進事業費】	
15-2-4 農地集積・集約化事業費補助金	93	記念品代追加	25,500
農地利用最適化交付金	61	通信運搬費追加	7,390
地域づくり総合交付金	20,400	手数料追加	6,240
〔てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業分	5,700〕	ふるさと納税ポータルサイト掲載及び事務代行業委託料追加	4,860
〔農業振興機械導入事業分	5,200〕	ふるさと納税書面発行等業務委託料追加	980
〔漁獲物冷却装置購入支援事業分	9,500〕	財政調整基金積立金	710
15-2-7 地域づくり総合交付金	4,000	ふるさと応援「まなび」基金積立金追加	3,500
〔ブランディング等地域活性化事業分	4,000〕	ふるさと応援「みどり」基金積立金更正	△ 3,680
15-3-1 北海道知事及び北海道議会議員選挙事務委託金	3,460	ふるさと応援「しごと」基金積立金追加	6,500
		ふるさと応援「まちなみ」基金積立金追加	6,500
<b>16 財産収入</b>	<b>548</b>	ふるさと応援「くらし」基金積立金追加	6,500
16-2-1 学校林売払収入追加	548	ふるさと応援「いきいき」基金積立金追加	6,500
〔旧三井小学校林	548〕	ふるさと応援「ちようみん」基金積立金追加	6,500
		令和4年4月23日海難事故基金積立金追加	7,000
<b>17 寄附金</b>	<b>85,230</b>	2-1-13 【地域防災対策事業費】	
17-1-1 個人版ふるさと応援寄付金追加	85,000	防災行政無線施設ネットワーク機器設定変更業務委託料	660
企業版ふるさと寄附金追加	200	修繕料追加	2,860
図書館図書資料整備寄付金	30	2-1-18 【公設街路灯維持管理事業費】	

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>18 繰入金</b>	<b>3,604</b>		
18-1-1 ふるさと応援「ちようみん」基金繰入金更正	△ 1,000	光熱水費追加	2,200
ふるさと応援「みどり」基金繰入金更正	△ 1,500	2-1-22 <b>【自然環境保護管理対策事業費】</b>	
令和4年4月23日海難事故基金繰入金追加	6,104	報償金追加	627
		奨励金追加	280
<b>20 諸収入</b>	<b>76</b>	2-1-23 <b>【国立公園内園地管理事業費】</b>	
20-4-4 雇用保険料本人負担分	2	知床五湖園地ろ過浄水施設設計測量業務委託料	△ 235
弘前ねふた300年祭派遣事業助成金更正	△ 100	知床五湖園地ろ過浄水施設更新工事費更正	△ 400
養育医療費徴収金追加	174	2-1-27 <b>【遊覧船事故対応事業費】</b>	
		手数料	8
<b>21 町債</b>	<b>△ 12,900</b>	搜索費用支援金追加	6,096
21-1-1 知床五湖ろ過浄水施設更新事業債更正	△ 12,900	2-2-1 <b>【賦課事業費】</b>	
		事務員(一般)報酬	407
		社会保険料等	67
		確定申告会場管理業務委託料	20
		福祉協会負担金	1
		2-3-1 <b>【戸籍住民登録一般事業費】</b>	
		事務員(一般)報酬更正	△ 170
		期末手当更正	△ 126
		通信運搬費追加	296
		2-4-3 <b>【北海道知事及び北海道議会議員選挙事務運営事業費】</b>	
		選挙管理委員報酬	158
		[ 委員長/1名	56 ]
		[ 委員/3名	102 ]
		期日前投票管理者・立会人報酬	549
		[ 期日前投票管理者/1名	203 ]
		[ 期日前投票立会人/2名	346 ]
		事務員(一般)報酬	567
		時間外勤務手当	825
		委員旅費	37
		[ 選挙管理委員費用弁償	17 ]
		[ 期日前投票管理者費用弁償	20 ]
		会計年度任用職員費用弁償	13

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出																																																																
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">消耗品費</td> <td style="text-align: right;">414</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td style="text-align: right;">349</td> </tr> <tr> <td>修繕料</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">465</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">303</td> </tr> <tr> <td>ポスター掲示場設置管理業務委託料</td> <td style="text-align: right;">2,500</td> </tr> <tr> <td>期日前・不在者投票システム保守業務委託料</td> <td style="text-align: right;">550</td> </tr> <tr> <td><b>3 民生費</b></td> <td style="text-align: right;"><b>19,008</b></td> </tr> <tr> <td>3-1-4 <b>【総合保健福祉センター管理運営事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費追加</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>光熱水費追加</td> <td style="text-align: right;">448</td> </tr> <tr> <td>3-1-5 <b>【介護保険事業特別会計繰出事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険事業特別会計繰出金追加</td> <td style="text-align: right;">791</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">介護給付費負担分追加</td> <td style="text-align: right; padding-left: 5px;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">地域支援事業分追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">[介護予防・日常生活支援総合事業分]</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">事務費分追加</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-1-8 <b>【後期高齢者医療事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療特別会計繰出金</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[事務費分追加]</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td><b>【養育医療給付事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養育医療費扶助費追加</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>3-2-3 <b>【双葉保育園管理運営事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費追加</td> <td style="text-align: right;">87</td> </tr> <tr> <td>光熱水費追加</td> <td style="text-align: right;">219</td> </tr> <tr> <td><b>【はまなす保育園管理運営事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費追加</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> <tr> <td>光熱水費追加</td> <td style="text-align: right;">98</td> </tr> <tr> <td><b>【へき地保育所管理運営事業費】</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費追加</td> <td style="text-align: right;">71</td> </tr> <tr> <td>光熱水費追加</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </table>	消耗品費	414	印刷製本費	349	修繕料	22	通信運搬費	465	手数料	303	ポスター掲示場設置管理業務委託料	2,500	期日前・不在者投票システム保守業務委託料	550	<b>3 民生費</b>	<b>19,008</b>	3-1-4 <b>【総合保健福祉センター管理運営事業費】</b>		燃料費追加	400	光熱水費追加	448	3-1-5 <b>【介護保険事業特別会計繰出事業費】</b>		介護保険事業特別会計繰出金追加	791	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">介護給付費負担分追加</td> <td style="text-align: right; padding-left: 5px;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">地域支援事業分追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">[介護予防・日常生活支援総合事業分]</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">事務費分追加</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> </table>	介護給付費負担分追加	151	地域支援事業分追加		[介護予防・日常生活支援総合事業分]	290	事務費分追加	350		3-1-8 <b>【後期高齢者医療事業費】</b>		後期高齢者医療特別会計繰出金	60	[事務費分追加]	60	<b>【養育医療給付事業費】</b>		養育医療費扶助費追加	500	3-2-3 <b>【双葉保育園管理運営事業費】</b>		燃料費追加	87	光熱水費追加	219	<b>【はまなす保育園管理運営事業費】</b>		燃料費追加	116	光熱水費追加	98	<b>【へき地保育所管理運営事業費】</b>		燃料費追加	71	光熱水費追加	96
消耗品費	414																																																																
印刷製本費	349																																																																
修繕料	22																																																																
通信運搬費	465																																																																
手数料	303																																																																
ポスター掲示場設置管理業務委託料	2,500																																																																
期日前・不在者投票システム保守業務委託料	550																																																																
<b>3 民生費</b>	<b>19,008</b>																																																																
3-1-4 <b>【総合保健福祉センター管理運営事業費】</b>																																																																	
燃料費追加	400																																																																
光熱水費追加	448																																																																
3-1-5 <b>【介護保険事業特別会計繰出事業費】</b>																																																																	
介護保険事業特別会計繰出金追加	791																																																																
<table style="border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">介護給付費負担分追加</td> <td style="text-align: right; padding-left: 5px;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">地域支援事業分追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">[介護予防・日常生活支援総合事業分]</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">事務費分追加</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> </table>	介護給付費負担分追加	151	地域支援事業分追加		[介護予防・日常生活支援総合事業分]	290	事務費分追加	350																																																									
介護給付費負担分追加	151																																																																
地域支援事業分追加																																																																	
[介護予防・日常生活支援総合事業分]	290																																																																
事務費分追加	350																																																																
3-1-8 <b>【後期高齢者医療事業費】</b>																																																																	
後期高齢者医療特別会計繰出金	60																																																																
[事務費分追加]	60																																																																
<b>【養育医療給付事業費】</b>																																																																	
養育医療費扶助費追加	500																																																																
3-2-3 <b>【双葉保育園管理運営事業費】</b>																																																																	
燃料費追加	87																																																																
光熱水費追加	219																																																																
<b>【はまなす保育園管理運営事業費】</b>																																																																	
燃料費追加	116																																																																
光熱水費追加	98																																																																
<b>【へき地保育所管理運営事業費】</b>																																																																	
燃料費追加	71																																																																
光熱水費追加	96																																																																

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	3-2-5 <b>【仲よしクラブ運営事業費】</b> 燃料費追加 21 子ども・子育て支援交付金返還金 16,054 [平成28年度～令和3年度分(国費) 9,427] [平成28年度～令和2年度分(道費) 6,627]
	<b>【児童館管理運営事業費】</b> 燃料費追加 47
	<b>4 衛生費 35,189</b>
	4-1-2 <b>【環境衛生施設維持管理事業費】</b> 燃料費追加 318
	4-2-2 <b>【廃棄物収集事業費】</b> 印刷製本費追加 2,262 ウトロ支所粗大ごみ収納物置設置工事 3,100
	<b>【廃棄物処理事業費】</b> 燃料費追加 7,945 光熱水費追加 11,370
	<b>【以久科処理施設管理事業費】</b> 光熱水費追加 580
	<b>【堆肥化処理事業費】</b> 修繕料追加 9,350
	4-2-3 <b>【リサイクル推進事業費】</b> 光熱水費追加 264
	<b>6 農林水産業費 20,629</b>
	6-1-1 <b>【農業委員会活動促進事業費】</b> 通信運搬費 46 モバイルデバイス管理利用料 15 タブレット端末購入費 93
	6-1-2 <b>【農業振興事業費】</b> てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金 5,700 農業振興機械導入事業補助金 5,200
	6-1-8 <b>【農村生活環境施設運営事業費】</b> 光熱水費追加 75

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	6-3-1 <b>【水産振興対策事業費】</b> 漁獲物冷却装置購入支援事業補助金 9,500
	<b>8 土木費 7,224</b>
	8-2-1 <b>【土木車両維持管理事業費】</b> 消耗品費追加 600 修繕料追加 3,700
	<b>【道路維持管理事業費】</b> 一般道路補修業務委託料追加 1,674 幹線排水路清掃業務委託料追加 385 河道整理及び重機運搬業務委託料追加 800
	8-5-1 <b>【公共下水道事業特別会計繰出事業費】</b> 公共下水道事業特別会計繰出金追加 65 [ 一般管理費分追加 13 ] [ 公共下水道整備分追加 52 ]
	<b>9 消防費 △ 7,133</b>
	9-1-1 <b>【斜里地区消防組合負担金】</b> 斜里地区消防組合負担金更正 △ 7,133 [ 常備消防費分更正 △ 4,770 ] [ 非常備消防費分更正 △ 2,312 ] [ 消防施設費分更正 △ 51 ]
	<b>10 教育費 18,565</b>
	10-1-3 <b>【義務教育振興事業費】</b> ふるさと応援「まなび」基金積立金追加 548
	10-1-4 <b>【教育財産管理事業費】</b> 光熱水費追加 34
	10-2-1 <b>【学校管理事業費】</b> 燃料費追加 859 光熱水費追加 3,354 朝日小学校スクールバスレーン支障木撤去業務委託料 2,463
	10-3-1 <b>【学校管理事業費】</b> 燃料費追加 540 光熱水費追加 3,845

令和4年度 一般会計補正予算(第9回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	10-4-2 <b>【公民館維持管理事業費】</b>
	燃料費追加 851
	光熱水費追加 1,640
	10-4-4 <b>【図書館維持管理事業費】</b>
	燃料費追加 167
	光熱水費追加 707
	<b>【図書資料整備事業費】</b>
	図書・視聴覚資料等購入費追加 30
	10-4-5 <b>【展示保存管理事業費】</b>
	燃料費追加 151
	光熱水費追加 286
	10-4-6 <b>【埋蔵文化財保護事業費】</b>
	光熱水費追加 104
	10-5-1 <b>【健康推進・スポーツ普及事業費】</b>
	スポーツ団体上位大会出場助成金追加 457
	10-5-2 <b>【体育施設管理運営事業費】</b>
	燃料費追加 768
	10-5-3 <b>【海洋センター体育館・プール管理運営事業費】</b>
	燃料費追加 450
	10-5-4 <b>【学校給食施設維持管理事業費】</b>
	燃料費追加 1,311
<b>歳入合計</b>	<b>歳出合計</b>
<b>199,732</b>	<b>199,732</b>

**債務負担行為補正**

【追加】

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
斜里町総合庁舎当直業務委託事業	令和5年度	6,363	
斜里町老人福祉センター管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	39,109	
斜里町高齢者生活福祉センター管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	57,747	
道の駅しゃり管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	43,509	
道の駅うとろ・シリエトク管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	10,590	
ウトロ温泉夕陽台の湯管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	13,641	
ゆめホール知床館内管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	23,379	
学校給食配送・施設管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	30,314	

## 地方債補正

【変更】

(単位:千円)

区 分	起債の目的	限度額の変更			備 考
		変更前	変更後	増 減	
辺 地 対 策 事 業 債	知床五湖園地ろ過浄水施設更新事業	25,000	12,100	△ 12,900	

令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算(第4回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
<b>3 道支出金</b>	<b>22,924</b>	<b>2 保険給付費</b>	<b>19,829</b>
3-1-1 <b>【保険給付費等交付金】</b>		2-1-1 <b>【一般被保険者療養給付費】</b>	
普通調整交付金追加	19,829	保険者負担分追加	18,272
<b>【保険給付費等交付金】</b>		2-2-1 <b>【一般被保険者高額療養費】</b>	
特別調整交付金(市町村向け)追加	2,063	保険者負担分追加	1,557
都道府県繰入金(2号分)追加	1,032		
		<b>7 積立金</b>	<b>△ 300</b>
		7-1-1 <b>【基金積立事業費】</b>	
		国民健康保険基金積立金更正	△ 300
		<b>8 諸支出金</b>	<b>3,395</b>
		8-1-1 <b>【病院事業会計繰出金】</b>	
		病院事業会計繰出金	3,095
		8-2-1 <b>【一般被保険者保険料還付金】</b>	
		償還金利子及び割引料追加	300
<b>歳入合計</b>	<b>22,924</b>	<b>歳出合計</b>	<b>22,924</b>



## 債務負担行為補正

【追加】

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
下 水 処 理 場 維 持 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度	80,590	

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算(第4回)説明資料

【12月定例会:令和4年12月14日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
<b>【保険事業勘定】</b>	<b>【保険事業勘定】</b>
<b>3 国庫支出金</b> <span style="float: right;"><b>929</b></span>	<b>1 総務費</b> <span style="float: right;"><b>350</b></span>
3-1-1 介護給付費負担金追加 242	1-3-1 <b>【介護認定事務費】</b>
3-2-1 普通調整交付金追加 222	手数料追加 350
3-2-2 地域支援事業交付金追加 465	<b>2 保険給付費</b> <span style="float: right;"><b>1,210</b></span>
〔介護予防・日常生活支援総合事業分 465〕	2-2-3 <b>【介護予防福祉用具購入費】</b>
<b>4 支払基金交付金</b> <span style="float: right;"><b>955</b></span>	保険者負担分追加 603
4-1-1 介護給付費交付金追加 327	2-2-4 <b>【介護予防住宅改修費】</b>
4-1-2 地域支援事業支援交付金追加 628	保険者負担分追加 607
<b>5 道支出金</b> <span style="float: right;"><b>442</b></span>	<b>3 地域支援事業費</b> <span style="float: right;"><b>2,327</b></span>
5-1-1 介護給付費負担金追加 152	3-1-1 <b>【介護予防・生活支援サービス事業費】</b>
5-2-1 地域支援事業交付金追加 290	介護予防サービス事業費保険者負担分追加 2,327
〔介護予防・日常生活支援総合事業分 290〕	<b>5 諸支出金</b> <span style="float: right;"><b>200</b></span>
<b>7 繰入金</b> <span style="float: right;"><b>1,761</b></span>	5-1-1 <b>【第1号被保険者保険料還付金】</b>
7-1-1 一般会計繰入金追加 791	償還金利子及び割引料追加 200
〔介護給付費分追加 151〕	
〔地域支援事業繰入分追加 290〕	
〔介護予防・日常生活支援総合事業分 290〕	
〔事務費分追加 350〕	
介護給付費準備基金繰入金追加 970	
<b>【保険事業勘定】</b>	<b>【保険事業勘定】</b>
<b>歳入合計</b> <span style="float: right;"><b>4,087</b></span>	<b>歳出合計</b> <span style="float: right;"><b>4,087</b></span>
<b>【合計】</b>	<b>【合計】</b>
<b>歳入合計</b> <span style="float: right;"><b>4,087</b></span>	<b>歳出合計</b> <span style="float: right;"><b>4,087</b></span>





企業債補正

【追加】

(単位:千円)

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業債	人工透析増床事業	28,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合について、利率見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率。	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものによ る。ただし、企業財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
過疎対策事業債	人工透析増床事業	25,000			

## ウトロ支所粗大ごみ収納物置設置事業

### 1. 背景

ウトロ地区の粗大ごみ収集については、家庭系は年10回実施している粗大ごみ収集の申し込み数が減少傾向にあることと、事業系は収集が行われておらず事業者は約 50kmの距離にあるエコクリーンセンターに持ち込むしかない状況にある。

このため、令和5年度より家庭系は未収集地区へと変更とするが、ウトロ支所に粗大ごみ収納物置を設置し、家庭系、事業系ともにウトロ支所に粗大ごみを持ち込めるようにすることで、町民の利便性を確保する。

### 2. 事業スケジュール

- ・令和4年12月 議会説明
- ・令和5年1月 自治会長会議にて説明、物置設置工事
- ・ 3月 広報、回覧等にて周知
- ・ 4月 粗大ごみ受け入れ開始

### 3. ウトロ支所における受け入れ時間

- ・月曜日から金曜日(祝日、閉庁日休み)、9:00~12:00、13:00~16:30

### 4. 粗大ごみを持ち込む車両等が無い方の対応について

- ・令和5年度より粗大ごみ未収集地区全てにおいて、粗大ごみを持ち込む車両等が無い方については、町、ウトロ支所に連絡をして頂き、回収日時等について相談の上、町で回収する。

### 5. 粗大ごみ処理料金について

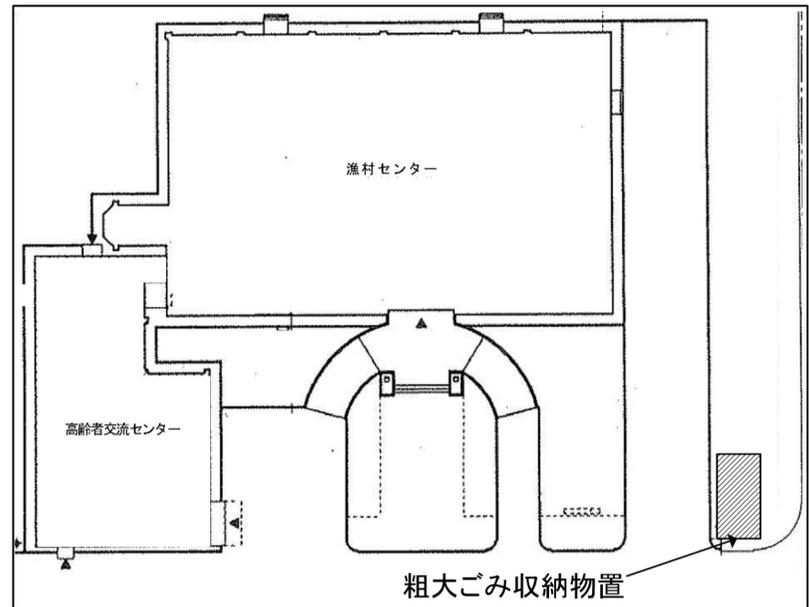
- ・粗大ごみ回収地区から未収集地区へ変更となるため、処理料金は半額となる。

現在の粗大ごみ未収集地区	令和5年4月から未収集となる地区
大栄・美咲・川上・来運・三井・豊里・以久科北・以久科南・越川・富士・豊倉一部	ウトロ・朱円東・朱円・朱円西・峰浜・日の出

### 6. 事業費

工事請負費 ウトロ支所物置設置工事費 3,100 千円

○設置個所図



## てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業

### 1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、しれとこ斜里農業協同組合が実施する、てん菜遊離土乾燥前処理施設整備の取り組みに対し、補助金を交付する。

### 2. 事業内容及び事業費等

てん菜については、収穫物の工場受入れ時に原料と遊離土砂に分類され、その遊離土砂は農家へ還元されることになるが、遊離土砂をそのまま、ほ場へ還元してしまうとジャガイモシストセンチュウ類等の病害虫が蔓延する可能性があることから、高温乾燥処理をした上で、育苗土や土壌改良剤として農家へ還元している。その高温乾燥処理を行う前段として、遊離土砂に含まれている異物を取り除く必要があるが、その前処理施設の能力不足且つ、老朽化が著しいことから、施設整備及び機器類の更新を行う。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
しれとこ斜里 農業協同組合	<b>【てん菜遊離土乾燥前処理施設整備】</b> ① 荷受けコンベア×1台 ② 荷受けコンベア制御盤×1面 ③ 傾斜搬送コンベア×1式 ④ トロンメル選別機×1式 ⑤ トロンメル高さ調整架台×1台 ⑥ トロンメル制御盤×1面 ⑦ バンカーサイロ（仕切タイプ）×2基 ⑧ バンカーサイロ（標準タイプ）×4基	13,391,400 円	12,174,000 円	5,700,000 円 (Bの1/2以内)	7,691,400 円

### 3. 予算措置

(歳入)	15 款 2 項 4 目 【農林水産業費補助金】	地域づくり総合交付金（てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金）	5,700千円
(歳出)	6 款 1 項 2 目 【農業振興費】	てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金	5,700千円

## 農業振興機械導入事業

### 1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、産地産直組合が実施する、農業振興機械導入の取り組みに対し、補助金を交付する。

### 2. 事業内容及び事業費等

加工用馬鈴しょの省力・効率的な生産体系確立に向け、必要となる農業機械を導入する。また、減農薬に繋がる機械を導入し、実需者に求められる安心安全な馬鈴しょ生産体系を構築する。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
産地産直組合	<b>【農業振興機械導入】</b> ① トラクター自動操舵システム×3式 ② パワーハロー×1台 ③ ロータリーハロー×1台 ④ ロータリーリッジャーマ×1台 ⑤ ストローチョッパー×1台	12,032,000 円	10,938,182 円	5,200,000 円 (Bの1/2以内)	6,832,000 円

### 3. 予算措置

(歳入) 15 款 2 項 4 目 **【農林水産業費補助金】** 地域づくり総合交付金（農業振興機械導入事業補助金） 5,200 千円  
 (歳出) 6 款 1 項 2 目 **【農業振興費】** 農業振興機械導入事業補助金 5,200 千円

## 漁獲物冷却装置購入支援事業

### 1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、斜里第一漁業協同組合が実施する漁獲物冷却装置導入の取り組みに対し、補助金を交付する。

### 2. 事業内容及び事業費等

斜里海域ではタコ漁業に5隻が着業しており、定置漁業に次ぐ規模の漁業となっている。斜里第一漁業協同組合では、活ダコ等の供給体制を整えるため、令和2年度に斜里漁港に蓄養施設を整備したところであるが、この整備効果をさらに高めるためにタコ漁船5隻に漁獲物冷却装置を搭載し、高水温時のタコの活力低下を防ぐことにより、蓄養量の拡大と安定供給、高品質化による競争力の強化を目指す。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
斜里第一 漁業協同組合	<b>【漁獲物冷却装置導入】</b> ① 冷水機×5台 ② ポンプ×5台 ③ ろ過装置×5台 ④ 付帯設備×5台 ⑤ 付帯工事一式	22,143,000円	20,130,000円	9,500,000円 (Bの1/2以内)	12,643,000円

### 3. 予算措置

(歳入) 15款2項4目【農林水産業費補助金】 地域づくり総合交付金(漁獲物冷却装置購入支援事業) 9,500千円  
 (歳出) 6款3項1目【水産振興費】 漁獲物冷却装置購入支援事業補助金 9,500千円

# 朝日小学校スクールバスレーン支障木撤去事業

## 1. 目的

朝日小学校前のスクールバスレーン南側にあるミズナラ等の木々が通路にせり出し、運行に支障をきたしている。また、落ち葉等の処理が近隣住民の負担になっていることや、悪天候時には倒木による住宅倒壊の危険性があるため、剪定及び伐採を行う。

## 2. 内容

(1)朝日小学校支障木撤去(剪定、伐採)

○ミズナラ 17 本、その他広葉樹 8 本 計 25 本

## 3. 事業費

(1)学校管理事業費

予算科目	朝日小学校スクールバスレーン支障木撤去業務委託料
10款 教育費 2項 小学校費	2,463 千円
1 目 学校管理費 12 委託料	



## 人工透析増床事業

### 1. 事業目的

平成31年4月から5床で実施している人工透析事業について、2床増床するとともに、システムを導入することで、より効率的な人工透析事業の運営を図る。

### 2. 事業内容

#### (1) 施設改修

増床部分の床・天井張り替え・塗装、窓新設、酸素吸引口増設 等

#### (2) 医療機器等整備

人工透析装置、人工透析システム、患者用ベッド 等

#### (3) 電気設備

既設電灯分電盤・電源改修、照明取替、非常用電源設備工事 等



### 3. 事業費及び財源内訳

単位：千円

区分	事業費	事業費合計	財源内訳			備考
			起債	その他	一般財源	
施設等改修工事費	6,472	57,083	53,000	3,797	286	
医療機器等整備費	32,648					
電気設備工事費	17,963					